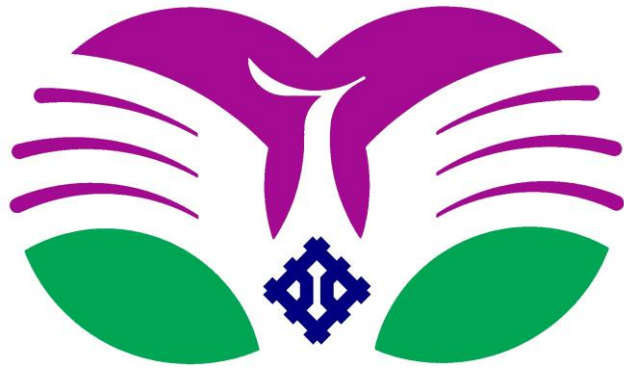


令和7年度版

福井市の国保

(令和6年度実績)



福井市福祉健康部保健衛生局保険年金課

不死鳥のねがい

福井市市民憲章

わたくしたちは
不死鳥福井の市民であることに
誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため
力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう



実践目標期間（2024年4月～2029年3月）

1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう

声かけと 笑顔でうまれる 地域の輪

2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう

スポーツで 心も体も さわやかに

3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう

まちの美化 広がる緑と豊かな心

4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう

防犯防災 日々の声かけ 心がけ

5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう

伝えよう 私が知ってる 福いいネ！

(1964年6月28日制定)

不死鳥のねがい(福井市市民憲章)推進協議会

目

次

■福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ	1
-----------	---

■保険者

(1) 事務機構及び事務分掌	9
(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名列	10
(3) 国保運営協議会開催状況	11

■被保険者

(1) 国民健康保険加入状況	
(イ) 令和6年度月別加入状況	19
(ロ) 年度別加入状況	19
(2) 被保険者数、世帯数年度別図表	20
(3) 国民健康保険被保険者内訳	
(イ) 令和6年度月別内訳	21
(ロ) 年度別内訳	21
(4) 被保険者事由別異動状況	
(イ) 資格取得	22
(ロ) 資格喪失	22

■保険給付

(1) 医療費費目別年度別給付状況	
一般被保険者	23
退職被保険者等	26
療養諸費被保険者1人当たり額	27
※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）	27
(2) 療養給付費内訳年度別状況（診療費）	
一般被保険者	28
退職被保険者等	31
※参考：療養給付費内訳年度別状況（全国市町村国保合計）	33
(3) 高額療養費	
高額療養費年度別給付状況	38
高額療養費年度別推移図	38
高額療養費資金貸付状況	38
(4) 任意給付	
(イ) 令和6年度月別給付状況	39
(ロ) 年度別給付状況	39
(5) 標準負担額減額状況	39

■保健事業	
(1) 医療費通知事業	41
(2) 一日人間ドック、脳ドック実施事業	41
(3) 特定健康診査・特定保健指導事業	42
■保険税	
(1) 福井市国民健康保険税率の変遷	43
(2) 令和6年度保険税税率	44
(3) 令和6年度保険税賦課状況	44
(4) 年度別保険税賦課状況	45
(5) 年度別保険税収納状況	46
(6) 年度別保険税調定額調書	46
(7) 令和6年度保険税収入実績調書	
(イ) 一般被保険者国民健康保険税	47
(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税	47
(ハ) 総額	47
■保険財政	
(1) 令和7年度国民健康保険特別会計当初予算	49
(2) 令和6年度国民健康保険特別会計決算	51
(3) 国保特別会計年度別決算状況	54
■事業年報	
令和6年度国民健康保険事業年報	55
■関係条例	
(1) 福井市国民健康保険条例	69
(2) 福井市市税賦課徴収条例	72
(3) 福井市国民健康保険基金条例	84
(4) 福井市国民健康保険条例施行規則	85
(5) 国民健康保険法施行令（国保運営協議会関係分）	89

福井市国保のあゆみ

福井市国保のあゆみ

- 昭 29. 4 足羽郡社村編入、同地区国保事業継承
8 丹生郡西安居村編入、同地区国保事業継承
- 昭 30. 3 吉田郡中藤村編入、同地区国保事業継承
- 昭 31. 4 足羽郡足羽六条地区一部編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 4 回、保険税最高限度額 15,000 円
- 昭 32. 4 坂井郡大安寺村分村編入、同地区国保事業継承
4 納付回数 10 回に変更、保険税最高限度額 50,000 円に改定
5 吉田郡河合村編入、同地区国保事業継承
7 全市国保事業実施準備のため社会課に国保分室設置
9 本庁職員 250 名動員被保険者資格調査実施
11 旧市部校下毎に国保全市実施趣旨説明会を開催
12 保険課創設
- 昭 33. 1 全市国保事業実施
4 国保運営協議会設置
10 診療報酬点数改正 (8.5%引上げ、甲・乙 2 表採用)
10 初診料の給付制限撤廃
- 昭 34. 2 丹生郡国見村編入
4 診療報酬審査業務国保連合会に委託
- 昭 35. 7 診療報酬支払業務国保連合会に委託
- 昭 36. 4 国民健康保険法全面改正
4 歯科補綴、給食、寝具の給付制限撤廃
7 診療報酬点数改正 (12.5%引上げ)
10 世帯主の結核、精神病の 7 割給付
10 吉田郡藤岡村合併
12 診療報酬点数改正 (2.3%引上げ)
- 昭 37. 12 助産費、葬祭費 1 件 1,500 円に引上げ
- 昭 38. 4 結核、精神病の給付期間の 3 か年の制限撤廃
4 助産費、葬祭費 1 件 2,000 円に引上げ
4 丹生郡殿下村合併
4 低所得世帯に対する税軽減措置実施
4 生活保護適用者を国保より即時除外に改正
9 診療報酬地域差撤廃
10 世帯主の 7 割給付実施
- 昭 39. 4 福井市国民健康保険基金設置
- 昭 40. 1 医療費緊急是正 (9.5%引上げ)
3 社診療所廃止
4 保険税収納事務を収納課へ移管
11 診療報酬薬価基準改定 (4.5%引下げ、技術料 3%振替)
- 昭 42. 5 坂井郡川西町合併、不均一課税、不均一給付実施
7 吉田郡森田町合併、不均一給付実施
- 昭 43. 1 世帯員 7 割給付の実施
4 育児手当金支給実施 (1 件 1,200 円)
- 昭 45. 2 医療費緊急是正 (9.74%引上げ)
4 助産費 3,000 円に改正
- 昭 46. 4 老人医療費 80 才以上無料化実施
4 保険税最高限度額を 80,000 円に改定

- 4 助産費 10,000 円に増額
- 7 老人医療費無料化 75 才に年令引下げ
- 9 足羽郡足羽町合併、不均一課税実施
- 10 老人医療費無料化 70 才に年齢引下げ
- 昭 47. 2 医療費改定 13.7%引上げ、薬価基準 3.9%引下げ
- 昭 48. 4 納付回数を 7 回に変更 (4 月～8 月、10 月、1 月)
- 7 乳幼児、重度心身障害者医療費無料化
- 昭 49. 2 医療費改定 (医療費 19.5%引上げ、薬価基準 2.0%引下げ)
- 4 育児手当金 2,000 円、葬祭費 3,000 円に増額
- 4 納付回数を 4 回に変更(4 月、7 月、10 月、1 月)
- 4 保険税最高限度額を 120,000 円に改定
- 4 助産費 20,000 円に増額
- 4 医療費改定 (16%引上げ)
- 4 賦課を電算化
- 昭 50. 1 高額療養費支給制度実施 (自己負担額 30,000 円)
- 4 韓国、朝鮮人の国保適用
- 4 助産費 40,000 円に増額
- 昭 51. 4 葬祭費 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 150,000 円に改定
- 4 医療費改定 (歯科を除く) 9%引上げ
- 8 高額医療費自己負担額 39,000 円に改定
- 8 医療費改定 (歯科) 9.6%引上げ
- 昭 52. 4 殿下診療所廃止
- 4 保険税最高限度額を 170,000 円に改定
- 4 助産費 60,000 円に増額
- 5 高額療養費融資あつ旋制度実施
- 昭 53. 2 医療費改定 (平均 9.6%引上げ)
- 4 葬祭費 7,000 円に増額
- 4 育児手当金 5,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 190,000 円に改定
- 昭 54. 4 保険税納期 4 回を 8 回に改正 (4 月～7 月仮算定、10 月～1 月本算定)
- 4 葬祭費 10,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 220,000 円に改定
- 昭 55. 4 本算定課税の一本化実施 (7 月～2 月)
- 4 助産費 80,000 円に増額
- 4 葬祭費 15,000 円に増額
- 6 保険税最高限度額を 240,000 円に改定
- 昭 56. 4 保険証の有効期間 1 年間に改正
- 4 医療費お知らせ運動の実施
- 4 保険税最高限度額を 260,000 円に改定
- 6 医療費改定 8.1%引上げ
- 6 薬価基準改定 18.6%引下げ
- 7 保険税納入消込電算化
- 昭 57. 3 助産費 100,000 円に増額
- 4 給付事務 (レセプト) 電算化
- 4 保険税最高限度額を 270,000 円に改定
- 5 保険税納付指導員制度創設
- 9 高額療養費自己負担額 45,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)
- 昭 58. 1 高額療養費自己負担額 51,000 円に改定 (市民税非課税世帯は据置)

- 1 薬価基準 4.9%引下げ
- 2 老人保健制度発足
- 3 医療費引上げ 2.79%、薬価基準引下げ 16.6%
- 4 保険税最高限度額を 280,000 円に改定
- 4 保険証番号の変更
- 昭 59. 4 高額医療費共同事業実施
- 4 保険税最高限度額を 310,000 円に改定 (税法上は 35 万円)
- 10 退職者医療制度発足
- 10 高額療養費制度の改定
- 昭 60. 3 医療費引上げ 3.3%、薬価基準引下げ 6.0%
- 4 保険税最高限度額を 330,000 円に改定
- 昭 61. 3 助産費 130,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 360,000 円に改定
- 4 すべての外国人が被保険者の対象となる
- 4 医療費引上げ 2.3%、薬価基準引下げ 1.6%
- 4 健保改正、5 人以上の非適用業種
- 5 高額療養費自己負担額 54,000 円に改定 (他は変更なし)
- 昭 62. 1 老人保健法改正
- 一部負担金、加入者按分率の変更 老人保健施設 (中間施設)
- 1 国民健康保険法改正
- 1 資格証明書発行制度発足
- 4 保険税最高限度額を 380,000 円に改定
- 4 健保改正、5 人未満の全業種への適用について
- 昭 63. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 10% (差引 0.5%引下げ)
- 6 歯科診療報酬 0.6%引上げ
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 保険基盤安定制度 高医療市町村の安定計画 国庫補助金改正等
- 平元. 4 保険税最高限度額を 400,000 円に改定
- 4 医療費引上げ 0.11%、薬価基準引下げ 2.4%
- 6 高額療養費自己負担額を 57,000 円に改定
- 平 2. 4 葬祭費を 20,000 円に増額
- 4 保険税最高限度額を 420,000 円に改定
- 4 保険証の市長印を印字化
- 4 医療費引上げ 3.7%、薬価基準引下げ 9.2%
- 6 国民健康保険法の一部改正
- 6 老人保健医療費拠出金の加入者按分率が 100%になる
- 平 3. 4 保険税率の引下げ (所得割を 0.5%引下げ 7.3%に、資産割を 5%引下げ 42%に改定)
- 4 保険税最高限度額を 440,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 60,000 円に改定
- 5 一日人間ドック診療助成事業実施
- 7 助産費 160,000 円 育児手当金 10,000 円に増額
- 平 4. 3 高額療養費融資あっ旋制度を廃止
- 4 助産費 240,000 円に増額
- 4 高額療養費貸付事業実施
- 4 医療費引上げ 5.0%、薬価基準引下げ 2.4%
- 4 歯科材料、X線フィルム等の引下げ 2.5% (差引 2.5%引上げ)
- 4 保険税納付指導員 1 人増員
- 10 短期保険証 (6 か月) 交付実施
- 平 5. 4 葬祭費 30,000 円に増額

- 4 保険税最高限度額を 460,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 63,000 円に改定
- 平 6. 4 医療費引上げ 4.8%、薬価基準引下げ 6.6%
- 4 保険税率の引下げ（資産割を 5%引下げ 37%に改定）
- 4 保険税最高限度額を 480,000 円に改定
- 10 助産費・育児手当金を統合し、出産育児一時金に名称変更し、300,000 円に増額
- 10 入院時食事療養費の創設
- 平 7. 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 20%から 22%へ引上げ
- 4 超高額医療費共同事業の創設
- 平 8. 4 医療費引上げ 3.4%、薬価基準引下げ 2.6%
- 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 22%から 24%へ引上げ
- 4 保険税最高限度額を 520,000 円に改定
- 5 高額療養費自己負担額を 63,600 円に改定
- 10 入院時食事療養費の改定
- 平 9. 4 医療費引上げ 1.7%、薬価基準引下げ 1.32%
- 4 保険税率の引上げ（均等割 15,000 円／人を 20,000 円／人に、平等割 17,400 円／世帯を 24,000 円／世帯に改定）
- 4 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 24%から 25%へ引上げ
- 9 薬剤費負担の導入
- 平 10. 4 医療費引上げ 1.5%、薬価基準引下げ 2.8%
- 4 保険税最高限度額を 530,000 円に改定
- 7 老人保健医療費拠出金 老人加入率の上限 25%から 30%へ引上げ
- 平 12. 4 医療費引上げ 1.9%、薬価基準引下げ 1.7%
- 4 介護保険制度の開始に伴う保険税率の改定
介護保険（所得割 0.9%、資産割 4.2%、均等割 3,600 円／人、平等割 4,200 円／世帯、最高限度額 70,000 円）
- 平 13. 1 老人保健法改正（一部負担金の変更、高額療養費支給制度実施（自己負担額 37,200 円））
- 1 高額療養費自己負担限度額改正
- 平 14. 4 老人保健法改正（一部負担金の変更）
- 10 国民健康保険法・健康保険法一部改正（一部負担金の変更、高額療養費自己負担限度額変更、高額医療費自己負担限度額変更、国民健康保険税課税所得控除の変更）
- 平 15. 4 国民健康保険法一部改正（退職被保険者等の一部負担金の改正・外来薬剤一部負担金の廃止・高額療養費の一部改正・保険税所得割算定方法の一部改正）
- 介護保険税最高限度額を 80,000 円に改定
- 平 18. 2 足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町合併、不均一課税、不均一給付実施
- 4 医療費引下げ 1.36%、薬価基準引下げ 1.8%
- 4 介護保険税最高限度額を 90,000 円に改定
- 10 70 才以上の一定以上所得者の負担割合を 2 割から 3 割に改正
- 高額療養費自己負担限度額改定、出産育児一時金を 350,000 円に増額
- 保険財政共同安定化事業の創設
- 12 脳ドック助成事業実施
- 平 19. 4 医療保険税最高限度額を 560,000 円に改定、70 歳未満の入院時高額療養費の現物給付化、
- 4 出産育児一時金の受取代理制度を開始
- 平 20. 2 国民健康保険特定健康診査等実施計画策定
- 4 老人保健制度に代わり後期高齢者（75 歳以上）を対象とした長寿（後期高齢者）医療制度が施行される
- 前期高齢者（65 歳から 74 歳）の医療費に係る財政調整制度の創設

退職者医療制度が原則廃止される（経過措置として平成26年度までの間、65歳未満の退職被保険者を対象として当制度を存続させる）

長寿（後期高齢者）医療制度の開始に伴う保険税率等の改定

医療保険分（所得割4.1%、資産割11.2%、均等割21,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額470,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.4%、資産割3.9%、均等割6,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額120,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額90,000円）

低所得世帯に対する税軽減措置の変更（6割・4割軽減を7割・5割軽減に拡大し、2割軽減を新設）

長寿（後期高齢者）医療制度へ移行する者を含む世帯の国保被保険者に対する税軽減措置の実施（国保単身世帯について平等割半額（5年間）、低所得者に対する税軽減の所得判定基準の見直し（5年間）、国保被保険者となる旧被用者保険被扶養者に対する税減免（応能割は賦課しない、応益割半額（2年間））

乳幼児の負担割合（2割）の拡大（3歳未満→義務教育就学前）

葬祭費1件30,000円から50,000円に引上げ

高額医療・高額介護合算制度の施行

特定健康診査、特定保健指導の実施

診療報酬引上げ0.38%、薬価基準引下げ1.2%

10 国民健康保険税の特別徴収を開始

平21. 1 産科医療補償制度の実施（制度に加入する医療機関での出産について、3万円を限度に出産育児一時金を加算支給する。）に伴い、1件あたり3万円追加支給し38万円に増額

4 介護保険税最高限度額を100,000円に改定

特別徴収と口座振替の選択制開始

75歳到達月の自己負担限度額を2分の1に適用

75歳到達者の特定健康診査・特定保健指導適用

7 21年経済危機対策に伴い、離職者に対する保険税減免を実施（21年分のみ）

10 国の緊急少子化対策に伴い、出産育児一時金を1件あたり4万円追加支給し42万円に増額（23年3月まで）

出産育児一時金の直接支払制度開始

平22. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割5.6%、資産割11.2%、均等割26,000円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額500,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割1.7%、資産割3.9%、均等割7,600円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額130,000円）、介護保険分（所得割2.1%、資産割7.9%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額100,000円）

非自発的失業者に対する課税所得7割軽減実施

診療報酬引上げ1.55%、薬価基準引下げ1.36%

7 低所得者に対する保険税の減免制度開始

平23. 4 出産育児一時金増額（38万円から42万円へ）を恒久化

国民健康保険税最高限度額を改定

医療保険分 510,000円 後期高齢者支援金等分 140,000円 介護保険分 120,000円

平24. 4 保険税率等の改定

医療保険分（所得割6.9%、資産割7.9%、均等割29,600円/人、平等割17,400円/世帯、最高限度額510,000円）、後期高齢者支援金等分（所得割2.1%、資産割2.6%、均等割8,200円/人、平等割5,400円/世帯、最高限度額140,000円）、介護保険分（所得割2.2%、資産割3.1%、均等割9,900円/人、平等割6,000円/世帯、最高限度額120,000円）

診療報酬引上げ1.38%、薬価基準引下げ1.38%

- 平 25. 4 特定同一世帯所属者制度の恒久化と特定世帯平等割減額制度の延長
- 平 26. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.1%、資産割 4.9%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 510,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 160,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 140,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.73%、薬価基準引下げ 0.63%
- 平 27. 4 国民健康保険税最高限度額を改定
 医療保険分 520,000 円 後期高齢者支援金等分 170,000 円 介護保険分 160,000 円
 保険税軽減基準の拡大
- 平 28. 2 国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）策定
 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.6%、資産割 4.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 540,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 3.6%、資産割 2.6%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.2%、資産割 3.1%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 平 29. 4 診療報酬引上げ 0.49%、薬価基準引下げ 1.33%
 国民健康保険の都道府県単位化開始
 保険税軽減基準の拡大
- 平 30. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.89%、資産割 2.9%、均等割 29,900 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 580,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.4%、均等割 8,200 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.95%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.74%
- 平成 31. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.00%、資産割 1.45%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 610,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.59%、均等割 8,600 円／人、平等割 5,400 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 3.00%、均等割 9,900 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 160,000 円）
 保険税軽減基準の拡大
- 令和元. 10 診療報酬引上げ 0.41%、薬価基準引下げ 0.48%
 令和 2. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 8.10%、均等割 29,600 円／人、平等割 17,400 円／世帯、最高限度額 630,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.91%、均等割 8,900 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 190,000 円）、介護保険分（所得割 2.55%、均等割 9,100 円／人、平等割 5,600 円／世帯、最高限度額 170,000 円）
 診療報酬引上げ 0.55%、薬価基準引下げ 1.01%
- 令和 3. 4 保険税軽減基準額の見直し
- 令和 4. 4 保険税率等の改定
 医療保険分（所得割 7.20%、均等割 27,000 円／人、平等割 16,200 円／世帯、最高限度額 650,000 円）、後期高齢者支援金等分（所得割 2.80%、均等割 9,600 円／人、平等割 6,000 円／世帯、最高限度額 200,000 円）、介護保険分（所得割 3.00%、均等割 11,000 円／人、平等割 6,400 円／世帯、最高限度額 170,000 円）

診療報酬引上げ0.43%、薬価基準引き下げ1.37%

令和5.4 国民健康保険税最高限度額を改定
医療保険分 650,000円 後期高齢者支援金等分 220,000円 介護保険分 170,000円

令和6.3 納税組合制度を廃止

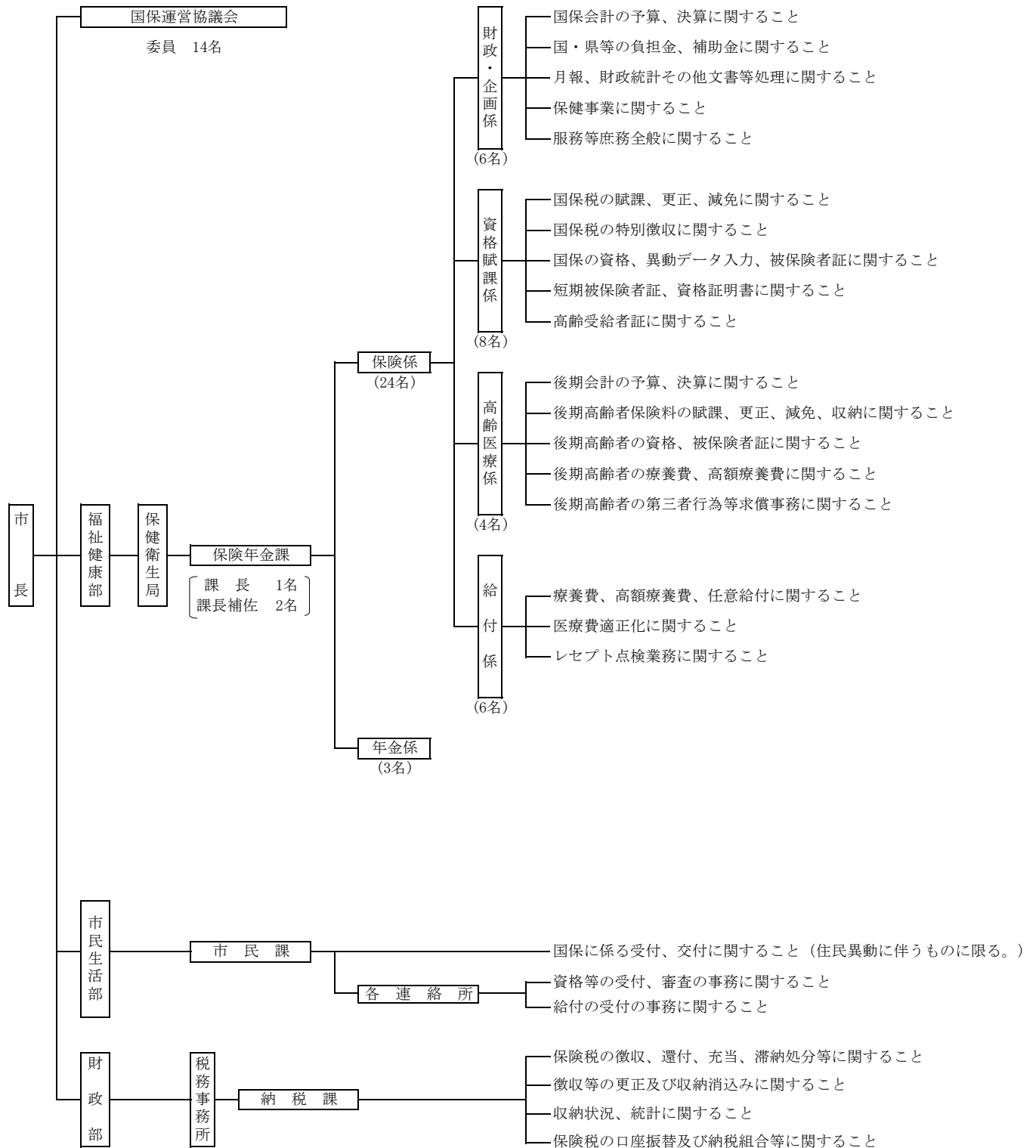
令和6.4 国民健康保険税最高限度額を改定
医療保険分 650,000円 後期高齢者支援金等分 240,000円 介護保険分 170,000円

令和6.12 保険証の新規交付廃止、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行

保 險 者

(1) 事務機構及び事務分掌

(R7.4.1現在)



(2) 福井市国民健康保険運営協議会委員名目 (順不同)

(令和6年8月現在)

選出区分	所 属	氏 名
公 益 代 表	福井市自治会連合会	橋 本 鉄 弥
	福井市社会福祉協議会	井 上 満 江
	福井市老人クラブ連合会	藤 井 輝 雄
	福井市連合婦人会	田 村 洋 子
国民健康保険医 及同薬剤師代表	(一社) 福井市医師会	大 山 伸 幸
	〃	村 北 肇
	(一社) 福井市歯科医師会	平 崎 光 哲
	(一社) 福井市薬剤師会	上 原 敏
被 保 険 者 代 表	足 羽 地 区	栗 田 健 一
	九 頭 竜 地 区	出 藏 英 雄
	あ ず ま 地 区	柿 中 絹 江
	み な み 地 区	山 田 陽 子
被 用 者 保 険 代 表	セーレン健康保険組合	竹 内 きよみ
	全国健康保険協会 福 井 支 部	上 田 啓 司

(3) 国保運営協議会開催状況

年度	開催期日	協 議 事 項
11	11. 9. 2	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成10年度国保特別会計の決算について
	11.11. 4	先進地視察（1泊2日）松阪市、伊勢市
	12. 2.10	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成12年度国保特別会計の予算（案）について 3. 介護保険制度の施行に伴う条例等の一部改正について
12	12. 9.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成11年度国保特別会計の決算について
	12.11. 2	先進地視察三重県四日市市
	13. 2.15	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
13	13. 9. 6	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成12年度国保特別会計の決算について
	13.11.12	先進地視察（1泊2日）奈良市、宇治市
	14. 3. 7	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成14年度国保特別会計の予算（案）について 3. 先進都市視察報告
14	14. 9.26	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成13年度国保特別会計の決算について
	15. 2.13	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成15年度国保特別会計の予算（案）について
15	15. 8.29	1. 国保運営協議会の会長・副会長の互選について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成14年度国保特別会計の決算について
	16. 2.16	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成16年度国民健康保険特別会計の予算（案）について
16	16. 8.19	1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成15年度国保特別会計の決算について
	17. 2.23	1. 国民健康保険の概要について 2. 平成17年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 市町村合併について
17	17. 8.14	1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 国民健康保険の概要について 3. 平成16年度国保特別会計の決算について 4. 市町村合併に伴う国民健康保険の諸問題について

17	18. 1. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 17 年度国民健康保険特別会計補正予算（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について 4. 福井市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正（案）について
18	18. 8. 24	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長の選出について 2. 平成 17 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 17 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 18 年度国民健康保険特別会計及び診療所特別会計の補正予算について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
	19. 2. 8	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正（案）について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計 3 月補正予算（案）について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計 3 月補正予算（案）について 4. 平成 19 年度国民健康保険特別会計予算（案）について 5. 平成 19 年度国民健康保険診療所特別会計予算（案）について
19	19. 8. 23	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保運営協議会の会長・副会長の選出について 2. 平成 18 年度国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 18 年度国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 20 年度以降の国民健康保険税関係について 6. 70 歳以上「現役並み所得者」の判定に係る経過措置について
	20. 2. 7	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険条例の一部改正（案）について 2. 国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の廃止（案）について 3. 診療所の設置及び管理に関する条例等の一部改正（案）について 4. 国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国民健康保険税改定（案）について 6. 平成 19 年度国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 7. 平成 20 年度国民健康保険特別会計の予算（案）について 8. 平成 20 年度国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について
20	20. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長の選出について 2. 平成 19 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 19 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導中間報告について 7. 福井市国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書の交付要綱について
	21. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導について 6. 福井市国民健康保険資格証明書交付審査会の結果について 7. 国保制度の改正について 8. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について

21	21. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 20 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 20 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 離職者等に対する国民健康保険税の減免について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・保健指導の中間報告について 7. 高額医療・高額介護合算療養費制度について 8. ジェネリック医薬品の利用促進について 9. 国民健康保険被保険者証のカード化について
	22. 1. 28	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 3. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 4. 平成 22 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について 6. 平成 22 年度税制改正に伴う市税賦課徴収条例の一部改正について
22	22. 8. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 21 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 21 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 4. 特定健診・特定保健指導の実施状況について
	23. 2. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計予算（案）について 3. 平成 23 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正（案）について 5. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導について
23	23. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 22 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 22 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導の実施状況について 7. 国民健康保険被保険者証裏面の様式変更について
	24. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正（案）について 5. 外来診療における高額療養費の現物給付化について 6. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知書について 7. 特定健康診査・特定保健指導について 8. 外部点検結果について（人間ドック助成事業）
24	24. 8. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 23 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 23 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 平成 24 年度国保税の当初賦課状況について 4. 住民基本台帳法の改正に伴う外国人住民の適用について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について

24	25. 2. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 第 2 期福井市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）について 5. 国保財政の健全化方針について 6. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び人間ドック等の助成状況について
25	25. 8. 22	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 24 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 24 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 25 年度国保税の当初賦課状況について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドックの助成状況について
	26. 2. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の補正予算（案）について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の予算（案）について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の予算（案）について 4. 市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
26	26. 8. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 25 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 25 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 平成 26 年度国保税の当初賦課状況について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
	27. 3. 26	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況及び一日人間ドック等の助成状況について
27	27. 8. 20	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会会長・副会長の選出について 2. 平成 26 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 26 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 国民健康保険の都道府県化について 6. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について
	28. 2. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 特定健康診査・特定保健指導の実施状況等について 6. 福井市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）について
28	28. 8. 18	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民健康保険運営協議会副会長の選出について 2. 平成 27 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 平成 27 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 平成 28 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 6. 保健事業の主な取組について 7. 国民健康保険の都道府県単位化について

28	29. 2. 16	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 2. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 3. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 4. 保健事業の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
29	29. 8. 17	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 28 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 28 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 保健事業等の主な取組について 5. 国民健康保険の都道府県単位化について
	29. 10. 19	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国保の方向性について
	29. 12. 21	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度以降の国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率について 2. 国民健康保険事業の赤字解消計画について
	30. 2. 15	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国保の都道府県単位化に関するこれまでの協議内容について 2. 福井市国民健康保険税の改定方針及び 30 年度税率（案）について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画（案）について 4. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 5. 福井市国民健康保険基金条例の一部改正について 6. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について 10. データヘルス計画等について
30	30. 11. 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 29 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 30 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 29 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 保健事業等の主な取組について 7. 平成 31 年度国民健康保険税率の設定について
	30. 12. 27	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国民健康保険税率について
	31. 1. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 31 年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 平成 31 年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 福井市市税賦課徴収条例施行規則の一部改正について 5. 福井市国民健康保険一部負担金減免取扱要綱の一部改正について 6. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計 3 月補正予算について 7. 平成 31 年度福井市国民健康保険特別会計予算について 8. 平成 31 年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 9. 保健事業等の主な取組について
R 元	1. 10. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 30 年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 平成 31 年度国民健康保険税当初賦課の状況について 3. 福井市国民健康保険赤字解消計画の進捗状況について 4. 平成 30 年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて 7. 令和 2 年度国民健康保険税率の設定について

R元	2. 1. 30	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和2年度国民健康保険税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて
R2	2. 10. 16 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 福井市国民健康保険運営協議会会長の選任について 2. 令和元年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 3. 令和元年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 4. 令和2年度国民健康保険税当初賦課の状況について 5. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 6. 福井市国民健康保険条例の一部改正について 7. 国保財政健全化に向けた主な取組みについて
	3. 2. 4	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和3年度国民健康保険税の税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計予算について 7. 保健事業等の主な取組みについて
R3	3. 11. 12 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 令和2年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 福井市国民健康保険条例の一部改正について
	4. 1. 26～ 4. 2. 3 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 2. 令和4年度国民健康保険税の税率（案）について 3. 福井市市税賦課徴収条例の一部改正について 4. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計3月補正予算について 5. 令和4年度福井市国民健康保険特別会計予算について 6. 国民健康保険上味見診療所の運営体制の見直しについて 7. 保健事業等の主な取組みについて
R4	5. 2. 2	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和3年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 令和3年度福井市国民健康保険診療所特別会計の決算について 3. 令和5年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 4. 令和5年度国民健康保険税の税率（案）について 5. 国民健康保険関連の条例改正について 6. 保健事業等の主な取組みについて
R5	5. 12. 13	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. 国民健康保険関連の条例改正について 3. 令和5年度福井市国民健康保険特別会計12月補正予算について 4. 第3期データヘルス計画（案）について
	6. 2. 1	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3期データヘルス計画の策定について 2. 令和6年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果について 3. 令和6年度国民健康保険税の税率（案）について 4. 国民健康保険関連の条例改正について 5. 保健事業等の主な取組みについて

R6	7.2.5～ 7.2.10 (書面開催)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度福井市国民健康保険特別会計の決算について 2. マイナ保険証移行に伴う資格証明書交付審査会のあり方について 3. 「令和7年度税制改正の大綱」による国民健康保険税について 4. 保険事業等の主な取組みについて 5. 令和7年度国保事業費納付金・標準保険料の本算定結果及び税率（案）について
----	----------------------------	--

被 保 險 者

(1) 国民健康保険加入状況

(イ) 令和6年度月別加入状況

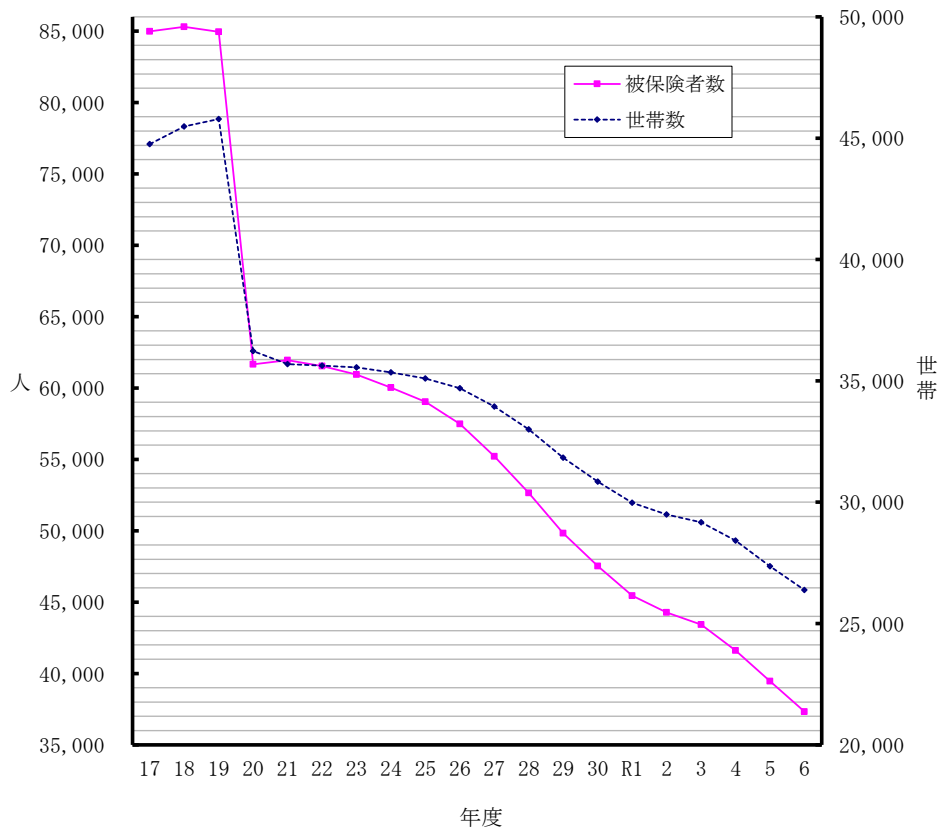
月	住民登録		被保険者		加入割合 (%)	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
令和6年3月	107,583	254,502	26,571	37,955	24.70	14.91
4月	108,070	254,777	27,026	38,591	25.01	15.15
5月	108,204	254,666	26,965	38,406	24.92	15.08
6月	108,219	254,513	26,848	38,211	24.81	15.01
7月	108,320	254,440	26,636	37,793	24.59	14.85
8月	108,413	254,398	26,460	37,468	24.41	14.73
9月	108,488	254,333	26,347	37,216	24.29	14.63
10月	108,599	254,303	26,135	36,816	24.07	14.48
11月	108,636	254,220	26,023	36,620	23.95	14.40
12月	108,623	254,021	25,959	36,493	23.90	14.37
令和7年1月	108,602	253,803	25,896	36,356	23.84	14.32
2月	108,556	253,515	25,708	36,037	23.68	14.21
平均	108,359	254,291	26,381	37,330	24.35	14.68

(ロ) 年度別加入状況

年度	住民登録 (平均)		被保険者 (平均)		加入割合 (%)	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者数	世帯	被保険者
17年度	92,439	271,491	44,756	84,979	48.42	31.30
18年度	93,487	271,375	45,480	85,304	48.65	31.43
19年度	94,186	270,979	45,790	84,958	48.62	31.35
20年度	94,982	270,626	36,224	61,653	38.15	23.49
21年度	95,602	269,939	35,688	61,953	37.33	22.95
22年度	96,210	269,350	35,629	61,542	37.03	22.85
23年度	96,973	268,971	35,556	60,942	36.67	22.66
24年度	97,665	268,523	35,346	60,021	36.19	22.35
25年度	98,461	267,890	35,101	59,043	35.65	22.04
26年度	99,319	267,251	34,694	57,476	34.93	21.51
27年度	100,130	266,607	33,937	55,210	33.89	20.71
28年度	101,141	265,883	33,003	52,651	32.63	19.80
29年度	102,230	265,225	31,832	49,831	31.14	18.79
30年度	103,140	264,216	30,848	47,525	29.91	17.99
令和元年度	104,193	263,236	29,978	45,457	28.77	17.27
2年度	105,098	261,871	29,497	44,280	28.07	16.91
3年度	105,735	260,016	29,167	43,417	27.59	16.70
4年度	106,508	258,146	28,420	41,608	26.68	16.12
5年度	107,355	256,231	27,358	39,456	25.48	15.40
6年度	108,359	254,291	26,381	37,330	24.35	14.68

(2)被保険者数、世帯数年度別図表

年度	被保険者 (平均)	
	世帯数	被保険者数
17	44,756	84,979
18	45,480	85,304
19	45,790	84,958
20	36,224	61,653
21	35,688	61,953
22	35,629	61,542
23	35,556	60,942
24	35,346	60,021
25	35,101	59,043
26	34,694	57,476
27	33,937	55,210
28	33,003	52,651
29	31,832	49,831
30	30,848	47,525
R1	29,978	45,457
2	29,497	44,280
3	29,167	43,417
4	28,420	41,608
5	27,358	39,456
6	26,381	37,330



(3) 国民健康保険被保険者内訳

(イ) 令和6年度月別内訳

月	区分	一般被保険者		退職被保険者		計
		人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	
令和6年3月		37,955	100.00	0	0.00	37,955
4月		38,591	100.00	0	0.00	38,591
5月		38,406	100.00	0	0.00	38,406
6月		38,211	100.00	0	0.00	38,211
7月		37,793	100.00	0	0.00	37,793
8月		37,468	100.00	0	0.00	37,468
9月		37,216	100.00	0	0.00	37,216
10月		36,816	100.00	0	0.00	36,816
11月		36,620	100.00	0	0.00	36,620
12月		36,493	100.00	0	0.00	36,493
令和7年1月		36,356	100.00	0	0.00	36,356
2月		36,037	100.00	0	0.00	36,037
平均		37,330	100.00	0	0.00	37,330

(ロ) 年度別内訳

(年度平均)

年度	区分	一般被保険者	退職被保険者	老人保健対象被保険者	計
17		44,728	15,741	24,510	84,979
18		44,469	17,161	23,674	85,304
19		43,704	18,287	22,967	84,958
20		56,569	5,084		61,653
21		57,553	4,400		61,953
22		56,816	4,726		61,542
23		55,725	5,217		60,942
24		54,934	5,087		60,021
25		54,500	4,543		59,043
26		53,762	3,714		57,476
27		52,407	2,803		55,210
28		50,865	1,786		52,651
29		48,886	945		49,831
30		47,115	411		47,525
R1		45,360	97		45,457
2		44,279	1		44,280
3		43,417	0		43,417
4		41,608	0		41,608
5		39,456	0		39,456
6		37,330	0		37,330

(4)被保険者事由別異動状況

(イ) 資格取得

事由 月	転入	社会保険離脱	生活保護廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
令和6年4月	306	1,210	4	8	0	153	1,681
5月	134	470	8	8	0	54	674
6月	99	407	10	4	0	36	556
7月	110	446	6	4	0	50	616
8月	125	387	16	3	0	46	577
9月	170	398	7	7	0	39	621
10月	167	435	7	8	0	48	665
11月	74	388	9	4	0	40	515
12月	78	337	18	5	0	31	469
令和7年1月	71	440	11	3	0	43	568
2月	92	355	6	4	0	37	494
3月	281	388	7	7	0	41	724
計	1,707	5,661	109	65	0	618	8,160

(ロ) 資格喪失

事由 月	転出	社会保険加入	生活保護開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
令和6年4月	211	499	15	28	231	61	1,045
5月	112	414	12	23	247	51	859
6月	108	343	16	23	229	32	751
7月	91	611	18	26	232	56	1,034
8月	114	437	12	22	262	55	902
9月	122	423	23	18	252	35	873
10月	87	648	13	27	259	31	1,065
11月	72	369	17	23	211	19	711
12月	71	273	15	24	195	18	596
令和7年1月	57	301	19	37	274	17	705
2月	111	357	26	22	269	28	813
3月	290	368	7	21	289	48	1,023
計	1,446	5,043	193	294	2,950	451	10,377

保 險 給 付

(1) 医療費費目別年度別給付状況**一般被保険者療養給付費**

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2		623,783	16,942,257,945	12,454,799,153	4,167,070,229	320,388,563
3		656,324	18,080,886,251	13,321,238,833	4,403,288,992	356,358,426
4		653,774	17,970,219,868	13,254,038,871	4,311,896,545	404,284,452
5		634,580	17,469,792,657	12,856,888,824	4,238,398,509	374,505,324
6		612,404	16,953,406,558	12,451,320,388	4,169,268,718	332,817,452

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2		392,396	10,666,525,796	8,066,411,680	2,538,892,918	61,221,198
3		415,086	11,261,866,918	8,552,412,896	2,639,957,989	69,496,033
4		409,638	11,324,414,848	8,601,847,908	2,630,509,787	92,057,153
5		388,460	10,764,461,473	8,166,167,505	2,522,476,390	75,817,578
6		372,248	10,485,548,165	7,931,738,370	2,492,416,750	61,393,045

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2		234,057	6,417,267,938	5,105,112,014	1,285,551,906	26,604,018
3		260,142	7,164,423,067	5,699,457,438	1,437,279,234	27,686,395
4		257,631	7,182,626,541	5,714,876,014	1,428,831,366	38,919,161
5		240,137	6,746,130,018	5,364,895,173	1,350,727,714	30,507,131
6		222,975	6,326,815,799	5,034,886,552	1,273,117,717	18,811,530

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2		15,010	323,465,274	225,454,977	97,260,218	750,079
3		16,890	410,644,722	285,753,800	122,896,551	1,994,371
4		16,864	397,508,149	276,807,541	118,235,181	2,465,427
5		15,284	359,089,866	250,451,263	104,946,615	3,691,988
6		15,313	415,759,274	289,710,436	120,914,130	5,134,708

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

年度	区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2		9,036	126,745,980	100,915,528	4,516,120	21,314,332
3		10,863	140,504,576	111,874,596	667,012	27,962,968
4		10,919	160,863,698	128,223,020	5,973,545	26,667,133
5		10,835	125,039,476	99,554,518	2,249,345	23,235,613
6		9,098	101,957,560	81,167,382	932,473	19,857,705

一般被保険者療養費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	15,909	130,004,830	95,886,031	34,118,799	0
3	16,814	146,801,119	110,258,410	36,542,709	0
4	15,948	145,544,652	109,273,203	36,271,449	0
5	15,398	135,308,806	101,231,597	34,077,209	0
6	14,812	132,235,932	98,071,990	34,163,942	0

一般被保険者療養費（前期高齢者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	9,332	79,197,598	60,246,401	18,951,197	0
3	10,001	83,950,950	64,065,330	19,885,620	0
4	9,451	77,525,940	59,242,902	18,283,038	0
5	9,060	78,697,143	59,529,242	19,167,901	0
6	8,748	81,224,083	62,081,058	19,143,025	0

一般被保険者療養費（70歳以上一般）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	5,664	47,968,618	38,384,032	9,584,586	0
3	6,048	51,822,195	41,456,093	10,366,102	0
4	5,742	49,840,779	39,863,705	9,977,074	0
5	5,212	45,650,708	36,371,091	9,279,617	0
6	4,716	47,979,091	38,810,561	9,168,530	0

一般被保険者療養費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	402	3,241,033	2,268,663	972,370	0
3	464	3,616,843	2,531,746	1,085,097	0
4	474	998,440	698,875	299,565	0
5	449	3,019,160	2,113,358	905,802	0
6	462	3,649,478	2,554,525	1,094,953	0

一般被保険者療養費（未就学児）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	47	843,356	666,733	176,623	0
3	28	637,943	510,352	127,591	0
4	31	659,279	527,420	131,859	0
5	41	754,082	603,265	150,817	0
6	28	396,853	317,481	79,372	0

一般被保険者療養諸費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	639,692	17,072,262,775	12,550,685,184	4,201,189,028	320,388,563
3	673,138	18,227,687,370	13,431,497,243	4,439,831,701	356,358,426
4	669,722	18,115,764,520	13,363,312,074	4,348,167,994	404,284,452
5	649,978	17,605,101,463	12,958,120,421	4,272,475,718	374,505,324
6	627,216	17,085,642,490	12,549,392,378	4,203,432,660	332,817,452

一般被保険者療養諸費（前期高齢者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	401,728	10,745,723,394	8,126,658,081	2,557,844,115	61,221,198
3	425,087	11,345,817,868	8,616,478,226	2,659,843,609	69,496,033
4	419,089	11,401,940,788	8,661,090,810	2,648,792,825	92,057,153
5	397,520	10,843,158,616	8,225,696,747	2,541,644,291	75,817,578
6	380,996	10,566,772,248	7,993,819,428	2,511,559,775	61,393,045

一般被保険者療養諸費（70歳以上一般）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	239,721	6,465,236,556	5,143,496,046	1,295,136,492	26,604,018
3	266,190	7,216,245,262	5,740,913,531	1,447,645,336	27,686,395
4	263,373	7,232,467,320	5,754,739,719	1,438,808,440	38,919,161
5	245,349	6,791,780,726	5,401,266,264	1,360,007,331	30,507,131
6	227,691	6,374,794,890	5,073,697,113	1,282,286,247	18,811,530

一般被保険者療養諸費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	15,412	326,706,307	227,723,640	98,232,588	750,079
3	17,354	414,261,565	288,285,546	123,981,648	1,994,371
4	17,354	414,261,565	288,285,546	123,981,648	1,994,371
5	15,733	362,109,026	252,564,621	105,852,417	3,691,988
6	15,775	419,408,752	292,264,961	122,009,083	5,134,708

一般被保険者療養諸費（未就学児）：（再掲）

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	9,083	127,589,336	101,582,261	4,692,743	21,314,332
3	10,891	141,142,519	112,384,948	794,603	27,962,968
4	10,950	161,522,977	128,750,440	6,105,404	26,667,133
5	10,876	125,793,558	100,157,783	2,400,162	23,235,613
6	9,126	102,354,413	81,484,863	1,011,845	19,857,705

退職被保険者等療養給付費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	20	170,010	119,007	50,855	148
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	3	11,800	8,260	3,540	0
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0

退職被保険者等療養諸費

区分 年度	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
2	23	181,810	127,267	54,395	148
3	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0

療養諸費被保険者1人当たり額

区分 年度	一般被保険者	退職被保険者等	計
R1	405,325	472,652	405,469
2	385,561	181,810	385,557
3	419,828	0	419,828
4	435,391	0	435,391
5	446,196	0	446,196
6	457,692	0	457,692

※参考：療養諸費被保険者1人当たり額（全国市町村国保合計）

区分 年度	一般被保険者	退職被保険者等	計
30	386,954	443,826	387,253
R1	399,169	455,572	399,224
2	370,875	1,088,197	390,689
3	394,730	-43,462	394,729
4	426,970	-980,125	426,970
5	418,253	251,714	418,253

(2)療養給付費内訳年度別状況(診療費)

一般被保険者療養給付費

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	11,161	180,702	6,480,887,264	25.206	16.19	580,673	146,365
3	11,875	185,466	6,941,019,675	27.351	15.62	584,507	159,869
4	10,997	171,397	6,905,081,439	26.430	15.59	627,906	165,956
5	10,848	167,938	6,732,586,084	27.494	15.48	620,629	170,635
6	10,493	163,672	6,766,270,633	28.109	15.60	644,837	181,256

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	375,438	568,119	6,502,064,549	847.892	1.51	17,319	146,843
3	393,003	594,403	7,039,251,883	905.182	1.51	17,911	162,131
4	386,415	576,876	7,012,407,660	928.704	1.49	18,147	168,535
5	369,251	554,001	6,731,374,149	935.855	1.50	18,230	170,605
6	350,396	520,077	6,256,505,046	938.645	1.48	17,856	167,600

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	68,687	126,440	999,034,510	155.123	1.84	14,545	22,562
3	73,207	131,394	1,059,287,360	168.614	1.79	14,470	24,398
4	71,939	124,484	1,036,262,000	172.897	1.73	14,405	24,905
5	70,934	118,888	997,458,660	179.780	1.68	14,062	25,280
6	68,988	112,454	956,528,830	184.806	1.63	13,865	25,624

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	455,286	875,261	13,981,986,323	1,028.221	1.92	30,710	315,770
3	478,085	911,263	15,039,558,918	1,101.147	1.91	31,458	346,398
4	469,351	872,757	14,953,751,099	1,128.031	1.86	31,860	359,396
5	451,033	840,827	14,461,418,893	1,143.129	1.86	32,063	366,520
6	429,877	796,203	13,979,304,509	1,151.559	1.85	32,519	374,479

一般被保険者療養給付費（前期高齢者）：（再掲）

入院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	6,644	96,021	4,127,732,056	30.513	14.45	621,272	189,572
3	7,041	100,526	4,379,689,154	32.337	14.28	622,027	201,143
4	6,789	94,829	4,514,233,961	32.451	13.97	664,934	215,775
5	6,609	92,607	4,325,107,701	34.148	14.01	654,427	223,474
6	6,399	88,940	4,399,467,783	35.528	13.90	687,524	244,266

入院外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	243,094	361,795	4,225,319,976	1,116.442	1.49	17,381	194,053
3	255,772	380,773	4,473,813,450	1,174.667	1.49	17,491	205,466
4	248,410	366,229	4,413,709,629	1,187.372	1.47	17,768	210,970
5	231,900	342,592	4,141,996,325	1,198.202	1.48	17,861	214,012
6	218,368	319,340	3,881,277,726	1,212.415	1.46	17,774	215,495

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	45,066	86,105	644,773,870	206.082	1.91	14,307	29,485
2	39,815	74,432	589,501,200	182.856	1.87	14,806	27,074
3	42,976	78,643	635,442,600	197.373	1.83	14,786	29,184
4	42,636	75,575	630,929,830	203.795	1.77	14,798	30,158
6	39,868	66,547	566,628,950	221.354	1.67	14,213	31,460

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	289,553	532,248	8,942,553,232	1,329.811	1.84	30,884	410,699
3	305,789	559,942	9,488,945,204	1,404.377	1.83	31,031	435,792
4	297,835	536,633	9,558,873,420	1,423.617	1.80	32,095	456,903
5	279,943	506,548	9,059,801,536	1,446.435	1.81	32,363	468,110
6	264,635	474,827	8,847,374,459	1,469.297	1.79	33,432	491,221

一般被保険者療養給付費（70歳以上一般）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	4,005	56,234	2,499,771,930	33.140	14.04	624,163	206,849
3	4,539	63,420	2,826,979,300	37.559	13.97	622,820	233,925
4	4,389	60,479	2,916,955,647	35.372	13.78	664,606	235,087
5	4,186	55,842	2,757,143,263	36.904	13.34	658,658	243,070
6	3,859	51,575	2,711,255,230	37.583	13.36	702,580	264,049

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	146,190	221,341	2,551,753,000	1,209.681	1.51	17,455	211,150
3	161,691	243,818	2,835,479,339	1,337.948	1.51	17,536	234,628
4	157,860	235,150	2,748,591,489	1,272.244	1.49	17,412	221,518
5	144,885	216,644	2,562,333,373	1,277.308	1.50	17,685	225,896
6	131,899	193,980	2,318,720,032	1,284.564	1.47	17,580	225,820

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	22,405	42,504	338,700,160	185.395	1.90	15,117	28,026
3	25,252	46,736	377,738,920	208.953	1.85	14,959	31,257
4	25,278	45,242	377,049,930	203.723	1.79	14,916	30,388
5	24,241	42,338	353,863,780	213.709	1.75	14,598	31,197
6	22,699	38,388	330,254,080	221.065	1.69	14,549	32,163

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	172,600	320,079	5,390,225,090	1,428.217	1.85	31,230	446,026
3	191,482	353,974	6,040,197,559	1,584.460	1.85	31,544	499,809
4	187,527	340,871	6,042,597,066	1,511.339	1.82	32,223	486,992
5	173,312	314,824	5,673,340,416	1,527.920	1.82	32,735	500,162
6	158,457	283,943	5,360,229,342	1,543.212	1.79	33,828	522,032

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	165	1,614	102,027,410	21.236	9.78	618,348	131,309
3	230	2,508	164,985,900	29.601	10.90	717,330	212,337
4	197	2,121	143,912,600	24.321	10.77	730,521	177,670
5	169	1,467	106,848,650	23.407	8.68	632,241	147,990
6	206	2,099	161,713,260	28.336	10.19	785,016	222,439

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	9,341	13,790	141,851,730	1,202.188	1.48	15,186	182,563
3	10,408	15,364	156,488,300	1,339.511	1.48	15,035	201,401
4	10,277	15,385	171,637,410	1,268.765	1.50	16,701	211,898
5	9,186	13,562	177,067,212	1,272.299	1.48	19,276	245,245
6	8,992	12,567	165,180,800	1,236.864	1.40	18,370	227,209

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	1,630	3,026	23,707,410	209.781	1.86	14,544	30,511
3	1,863	3,422	28,331,720	239.768	1.84	15,208	36,463
4	1,932	3,360	26,662,010	238.519	1.74	13,800	32,916
5	1,753	3,012	23,445,520	242.798	1.72	13,375	32,473
6	1,785	2,838	23,569,880	245.530	1.59	13,204	32,421

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	11,136	18,430	267,586,550	1,433.205	1.65	24,029	344,384
3	12,501	21,294	349,805,920	1,608.880	1.70	27,982	450,201
4	12,406	20,866	342,212,020	1,531.605	1.68	27,584	422,484
5	11,108	18,041	307,361,382	1,538.504	1.62	27,670	425,708
6	10,983	17,504	350,463,940	1,510.729	1.59	31,910	482,069

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	124	918	51,624,760	14.171	7.40	416,329	59,000
3	155	924	46,400,470	17.714	5.96	299,358	53,029
4	112	816	60,629,980	15.013	7.29	541,339	81,273
5	118	723	37,531,380	16.714	6.13	318,063	53,161
6	115	610	33,229,130	18.791	5.30	288,949	54,296

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	5,965	8,259	55,027,590	681.714	1.38	9,225	62,889
3	6,805	9,767	69,989,790	777.714	1.44	10,285	79,988
4	6,853	9,545	78,501,890	918.633	1.39	11,455	105,230
5	6,699	9,396	67,043,640	948.867	1.40	10,008	94,963
6	5,553	7,732	49,490,420	907.353	1.39	8,912	80,867

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	919	1,255	9,505,690	105.029	1.37	10,344	10,864
3	928	1,131	9,169,830	106.057	1.22	9,881	10,480
4	862	1,114	8,458,980	115.550	1.29	9,813	11,339
5	751	921	7,255,540	106.374	1.23	9,661	10,277
6	677	865	7,015,220	110.621	1.28	10,362	11,463

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	7,008	10,432	116,158,040	800.914	1.49	16,575	132,752
3	7,888	11,822	125,560,090	901.486	1.50	15,918	143,497
4	7,827	11,475	147,590,850	1,049.196	1.47	18,857	197,843
5	7,568	11,040	111,830,560	1,071.955	1.46	14,777	158,400
6	6,345	9,207	89,734,770	1,036.765	1.45	14,143	146,625

退職被保険者等療養給付費

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	0	0	-640	0.000	0.00	0	-640
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	13	15	115,420	1,300.000	1.15	8,878	115,420
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	2	2	48,440	200.000	1.00	24,220	48,440
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	15	17	163,220	1,500.000	1.13	10,881	163,220
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入 院

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

入 院 外

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

歯 科

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

計

年 度	件 数	日 数	費 用 額	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
2	0	0	0	0.000	0.00	0	0
3	0	0	0	—	—	—	—
4	0	0	0	—	—	—	—
5	0	0	0	—	—	—	—
6	0	0	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

※参考:療養給付費内訳年度別状況(全国市町村国保合計)

一般被保険者療養給付費

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	6,625,991	105,871,248	3,795,104,909,000	27,169,493	24.388	15.98	572,760	139,683
2	6,210,953	99,866,813	3,647,235,917,000	26,537,405	23.405	16.08	587,226	137,438
3	6,175,810	98,688,814	3,761,298,908,000	25,993,698	23.759	15.98	609,037	144,700
4	5,878,962	93,795,103	3,671,165,083,000	25,028,290	23.489	15.95	624,458	146,681
5	5,798,933	92,529,218	3,652,389,519,000	23,814,234	24.351	15.96	629,838	153,370

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	235,300,322	359,892,638	3,606,514,646,000	27,169,493	866.046	1.53	15,327	132,741
2	212,659,518	319,873,079	3,398,803,309,000	26,537,405	801.358	1.50	15,982	128,076
3	220,990,552	332,311,612	3,611,155,252,000	25,993,698	850.170	1.50	16,341	138,924
4	217,864,684	324,361,986	3,602,899,630,000	25,028,290	870.474	1.49	16,537	143,953
5	211,271,491	312,522,645	3,500,539,369,000	23,814,234	887.165	1.48	16,569	146,994

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	55,408,944	98,961,839	703,396,338,000	27,169,493	203.938	1.79	12,695	25,889
2	49,194,664	87,884,202	667,650,651,000	26,537,405	185.379	1.79	13,572	25,159
3	52,126,531	90,017,057	700,499,897,000	25,993,698	200.535	1.73	13,438	26,949
4	51,651,361	86,558,080	692,178,917,000	25,028,290	206.372	1.68	13,401	27,656
5	50,536,580	82,583,936	669,012,276,000	23,814,234	212.212	1.63	13,238	28,093

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	297,335,257	564,725,725	8,105,015,893,000	27,169,493	1,094.372	1.90	27,259	298,313
2	268,065,135	507,624,094	7,713,689,877,000	26,537,405	1,010.141	1.89	28,775	290,672
3	279,292,893	521,017,483	8,072,954,057,000	25,993,698	1,074.464	1.87	28,905	310,574
4	275,395,007	504,715,169	7,966,243,630,000	25,028,290	1,100.335	1.83	28,927	318,290
5	267,607,004	487,635,799	7,821,941,164,000	23,814,234	1,123.727	1.82	29,229	328,457

一般被保険者療養給付費(前期高齢者):(再掲)

入院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	3,813,067	55,029,306	2,305,932,371,000	11,841,774	32.200	14.43	604,745	194,729
2	3,598,530	52,257,286	2,228,564,669,000	11,772,359	30.568	14.52	619,299	189,305
3	3,619,879	52,473,272	2,324,515,659,000	11,753,680	30.798	14.50	642,153	197,769
4	3,452,346	49,673,872	2,274,712,443,000	11,185,811	30.864	14.39	658,889	203,357
5	3,352,652	48,375,203	2,244,130,168,000	10,444,006	32.101	14.43	669,360	214,873

入院外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	141,476,619	216,225,259	2,202,471,206,000	11,841,774	1,194.725	1.53	15,568	185,992
2	131,055,522	195,534,556	2,102,129,756,000	11,772,359	1,113.248	1.49	16,040	178,565
3	136,216,446	204,064,055	2,237,640,065,000	11,753,680	1,158.926	1.50	16,427	190,378
4	132,105,310	196,484,236	2,191,034,787,000	11,185,811	1,181.008	1.49	16,586	195,876
5	124,862,426	185,056,649	2,106,829,554,000	10,444,006	1,195.542	1.48	16,873	201,726

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	30,834,690	55,889,234	393,022,877,000	11,841,774	260.389	1.81	12,746	33,190
2	27,192,859	49,002,170	369,715,395,000	11,772,359	230.989	1.80	13,596	31,405
3	29,162,217	50,980,258	392,906,991,000	11,753,680	248.111	1.75	13,473	33,428
4	28,975,194	49,225,452	389,663,168,000	11,185,811	259.035	1.70	13,448	34,835
5	27,971,762	46,347,448	370,736,952,000	10,444,006	267.826	1.66	13,254	35,498

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	176,124,376	327,143,799	4,901,426,454,000	11,841,774	1,487.314	1.86	27,829	413,910
2	161,846,911	296,794,012	4,700,409,820,000	11,772,359	1,374.804	1.83	29,042	399,275
3	168,998,542	307,517,585	4,955,062,715,000	11,753,680	1,437.835	1.82	29,320	421,575
4	164,532,850	295,383,560	4,855,410,398,000	11,185,811	1,470.907	1.80	29,510	434,069
5	156,186,840	279,779,300	4,721,696,674,000	10,444,006	1,495.469	1.79	30,231	452,096

一般被保険者療養給付費 (70歳以上一般) : (再掲)

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	2,146,231	30,723,419	1,299,349,586,000	5,945,567	36.098	14.32	605,410	218,541
2	2,134,771	30,755,123	1,322,944,454,000	6,301,165	33.879	14.41	619,713	209,952
3	2,247,016	32,430,235	1,443,225,320,000	6,608,853	34.000	14.43	642,285	218,378
4	2,169,700	31,081,843	1,429,277,888,000	6,370,636	34.058	14.33	658,744	224,354
5	2,099,108	30,163,450	1,403,690,320,000	5,938,502	35.347	14.37	668,708	236,371

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	77,629,494	120,672,163	1,213,718,707,000	5,945,567	1,305.670	1.55	15,635	204,138
2	76,041,798	114,909,289	1,223,680,546,000	6,301,165	1,206.790	1.51	16,092	194,199
3	82,336,386	124,709,146	1,357,735,640,000	6,608,853	1,245.850	1.51	16,490	205,442
4	80,441,763	120,855,734	1,340,003,704,000	6,370,636	1,262.696	1.50	16,658	210,341
5	75,571,439	113,071,308	1,280,328,298,000	5,938,502	1,272.567	1.50	16,942	215,598

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	16,051,110	29,267,594	207,776,213,000	5,945,567	269.968	1.82	12,945	34,946
2	14,999,143	27,175,377	206,905,994,000	6,301,165	238.038	1.81	13,795	32,836
3	16,770,349	29,494,994	229,302,544,000	6,608,853	253.756	1.76	13,673	34,696
4	16,840,352	28,779,739	229,541,685,000	6,370,636	264.343	1.71	13,630	36,031
5	16,178,692	26,999,561	216,963,392,000	5,938,502	272.437	1.67	13,410	36,535

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	95,826,835	180,663,176	2,720,844,506,000	5,945,567	1,611.736	1.89	28,393	457,626
2	93,175,712	172,839,789	2,753,530,994,000	6,301,165	1,478.706	1.85	29,552	436,988
3	101,353,751	186,634,375	3,030,263,504,000	6,608,853	1,533.606	1.84	29,898	458,516
4	99,451,815	180,717,316	2,998,823,277,000	6,370,636	1,561.097	1.82	30,154	470,726
5	93,849,239	170,234,319	2,900,982,010,000	5,938,502	1,580.352	1.81	30,911	488,504

一般被保険者療養給付費（70歳以上現役並み所得者）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	131,913	1,452,312	83,093,013,000	453,930	29.060	11.01	629,908	183,052
2	127,191	1,391,562	82,600,057,000	478,543	26.579	10.94	649,417	172,607
3	133,362	1,452,567	90,658,656,000	499,173	26.717	10.89	679,794	181,618
4	131,518	1,417,835	91,242,024,000	485,374	27.096	10.78	693,761	187,983
5	126,380	1,361,199	89,160,204,000	448,274	28.193	10.77	705,493	198,897

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	5,949,809	8,846,307	90,350,387,000	453,930	1,310.733	1.49	15,185	199,040
2	5,721,636	8,300,929	89,595,493,000	478,543	1,195.637	1.45	15,659	187,226
3	6,223,523	9,053,380	99,596,672,000	499,173	1,246.767	1.45	16,003	199,523
4	6,189,407	8,968,742	99,963,715,000	485,374	1,275.183	1.45	16,151	205,952
5	5,801,757	8,360,960	95,237,328,000	448,274	1,294.243	1.44	16,415	212,453

歯科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	1,383,146	2,439,706	16,691,406,000	453,930	304.705	1.76	12,068	36,771
2	1,271,046	2,239,018	16,512,435,000	478,543	265.607	1.76	12,991	34,506
3	1,427,100	2,445,406	18,449,480,000	499,173	285.893	1.71	12,928	36,960
4	1,449,763	2,420,200	18,706,017,000	485,374	298.690	1.67	12,903	38,539
5	1,380,940	2,246,697	17,551,929,000	448,274	308.057	1.63	12,710	39,154

計（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	7,464,868	12,738,325	190,134,806,000	453,930	1,644.498	1.71	25,471	418,864
2	7,119,873	11,931,509	188,707,985,000	478,543	1,487.823	1.68	26,504	394,339
3	7,783,985	12,951,353	208,704,808,000	499,173	1,559.376	1.66	26,812	418,101
4	7,770,688	12,806,777	209,911,756,000	485,374	1,600.969	1.65	27,013	432,474
5	7,309,077	11,968,856	201,949,461,000	448,274	1,630.493	1.64	27,630	450,505

一般被保険者療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	115,077	796,345	52,971,644,000	675,948	17.025	6.92	460,315	78,366
2	83,194	614,788	44,375,250,000	628,271	13.242	7.39	533,395	70,631
3	86,938	621,509	44,592,949,000	580,326	14.981	7.15	512,928	76,841
4	80,307	572,376	42,344,883,000	542,019	14.816	7.13	527,288	78,124
5	84,427	579,641	42,721,973,000	502,680	16.795	6.87	506,023	84,988

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	6,083,734	9,169,089	54,848,089,000	675,948	900.030	1.51	9,016	81,142
2	4,000,176	5,654,342	38,084,049,000	628,271	636.696	1.41	9,521	60,617
3	4,421,250	6,398,073	49,499,759,000	580,326	761.856	1.45	11,196	85,296
4	4,489,959	6,320,875	53,167,929,000	542,019	828.377	1.41	11,842	98,092
5	4,716,943	6,773,573	50,107,984,000	502,680	938.359	1.44	10,623	99,682

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	886,391	1,235,250	9,022,514,000	675,948	131.133	1.39	10,179	13,348
2	768,821	1,074,611	8,214,565,000	628,271	122.371	1.40	10,685	13,075
3	765,948	1,021,537	8,199,392,000	580,326	131.986	1.33	10,705	14,129
4	695,680	899,861	7,089,112,000	542,019	128.350	1.29	10,190	13,079
5	640,065	811,343	6,494,508,000	502,680	127.331	1.27	10,147	12,920

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	7,085,202	11,200,684	116,842,247,000	675,948	1,048.187	1.58	16,491	172,857
2	4,852,191	7,343,741	90,673,864,000	628,271	772.309	1.51	18,687	144,323
3	5,274,136	8,041,119	102,292,100,000	580,326	908.823	1.52	19,395	176,267
4	5,265,946	7,793,112	102,601,924,000	542,019	971.543	1.48	19,484	189,296
5	5,441,435	8,164,557	99,324,465,000	502,680	1,082.485	1.50	18,253	197,590

退職被保険者等療養給付費

入 院 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	6,480	102,449	4,113,029,000	26,835	24.148	15.81	634,727	153,271
2	-252	1,907	89,436,000	223	—	—	—	—
3	-138	472	-2,579,000	39	—	—	—	—
4	-45	152	-20,789,000	16	—	—	—	—
5	-21	319	-4,087,000	7	—	—	—	—

入 院 外 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	286,616	437,705	4,507,477,000	26,835	1,068.068	1.53	15,727	167,970
2	4,242	6,859	68,801,000	223	—	—	—	—
3	-1,005	706	-9,758,000	39	—	—	—	—
4	84	96	-1,497,000	16	—	—	—	—
5	40	167	1,073,000	7	—	—	—	—

歯 科 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	72,097	128,512	880,872,000	26,835	268.668	1.78	12,218	32,825
2	1,422	2,682	20,850,000	223	—	—	—	—
3	-645	-542	-7,150,000	39	—	—	—	—
4	-59	7	-351,000	16	—	—	—	—
5	30	46	495,000	7	—	—	—	—

計 (全国市町村国保合計)

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	365,193	668,666	9,501,378,000	26,835	1,360.883	1.83	26,017	354,067
2	5,412	11,448	179,087,000	223	—	—	—	—
3	-1,788	636	-19,487,000	39	—	—	—	—
4	-20	255	-22,637,000	16	—	—	—	—
5	49	532	-2,519,000	7	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。

そのため、R2年度については受診率等の算出は行わない。

退職被保険者等療養給付費（未就学児）：（再掲）

入院（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	5	48	7,007,000	10	50.000	9.60	1,401,400	700,700
2	-1	-3	-189,000	0	—	—	—	—
3	0	0	0	0	—	—	—	—
4	—	—	0	0	—	—	—	—
5	—	—	-1,000	0	—	—	—	—

入院外（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	89	128	914,000	10	890.000	1.44	10,270	91,400
2	0	0	-128,000	0	—	—	—	—
3	1	1	6,000	0	—	—	—	—
4	-2	-2	-41,000	0	—	—	—	—
5	—	—	0	0	—	—	—	—

歯 科（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	17	25	146,000	10	170.000	1.47	8,588	14,600
2	0	0	0	0	—	—	—	—
3	0	0	0	0	—	—	—	—
4	—	—	—	0	—	—	—	—
5	—	—	—	0	—	—	—	—

計（全国市町村国保合計）

年 度	件 数	日 数	費 用 額	被保険者数	受診率	1件あたり日数	1件あたり費用額	1人あたり費用額
R1	111	201	8,067,000	10	1,110.000	1.81	72,676	806,700
2	-1	-3	-317,000	0	—	—	—	—
3	1	1	6,000	0	—	—	—	—
4	-2	-2	-42,000	0	—	—	—	—
5	—	—	-2,000	0	—	—	—	—

※退職者医療制度はR2年3月末で終了し、R2年度分についてはR2年3月診療分の支払とその後の過誤調整のみを対象としている。

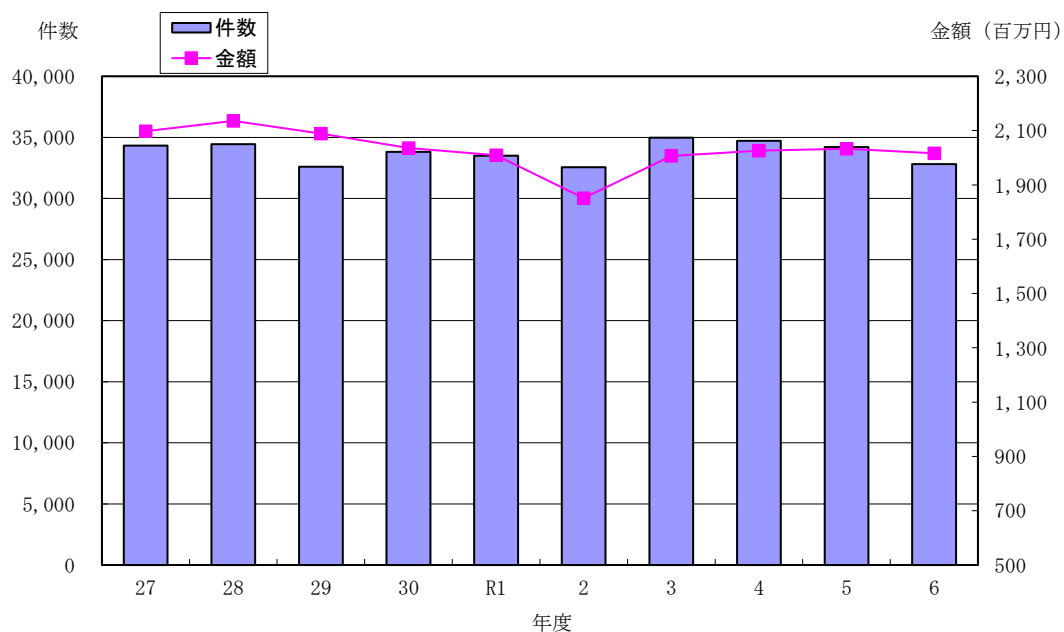
そのため、R2年度以降については受診率等の算出は行わない。

(3) 高額療養費

高額療養費年度別給付状況

区分 年度	一般被保険者分		退職被保険者等分		合 計			
	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	件 数	高額療養費	現物給付分（再掲）	
							件 数	高額療養費
27	32,898	1,980,030,983	1,436	117,923,687	34,334	2,097,954,670	22,842	1,907,221,311
28	33,509	2,059,202,460	941	76,666,473	34,450	2,135,868,933	22,069	1,952,151,233
29	32,099	2,044,435,513	493	44,712,767	32,592	2,089,148,280	21,135	1,929,135,691
30	33,556	2,017,112,561	252	18,713,086	33,808	2,035,825,647	19,107	1,832,965,153
R1	33,431	2,001,882,026	79	7,340,597	33,510	2,009,222,623	18,381	1,800,574,754
2	32,555	1,851,322,768	6	140,325	32,561	1,851,463,093	17,229	1,656,953,007
3	34,967	2,006,977,049	0	-192	34,967	2,006,976,857	18,215	1,797,538,801
4	34,725	2,026,008,465	0	0	34,725	2,026,008,465	18,042	1,831,927,231
5	34,211	2,033,115,104	0	0	34,211	2,033,115,104	18,185	1,854,912,758
6	32,818	2,016,564,668	0	0	32,818	2,016,564,668	17,596	1,852,146,386

高額療養費年度別推移図



高額療養費資金貸付状況

年度	件数	貸付額
27	15	3,092,000
28	20	3,920,000
29	9	3,015,000
30	6	1,739,000
R1	3	824,000
2	5	674,000
3	4	646,000
4	2	328,000
5	1	257,000
6	0	0

(4)任意給付

(イ) 令和6年度月別給付状況

月	区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和6年4月		12	5,988,000	32	1,600,000	0	0	44	7,588,000
5月		3	1,500,000	25	1,250,000	0	0	28	2,750,000
6月		8	4,000,000	22	1,100,000	0	0	30	5,100,000
7月		7	3,500,000	16	800,000	0	0	23	4,300,000
8月		3	1,500,000	25	1,250,000	0	0	28	2,750,000
9月		4	2,000,000	20	1,000,000	0	0	24	3,000,000
10月		6	3,000,000	19	950,000	0	0	25	3,950,000
11月		10	5,000,000	21	1,050,000	0	0	31	6,050,000
12月		5	2,488,000	24	1,200,000	0	0	29	3,688,000
令和7年1月		5	2,500,000	18	900,000	0	0	23	3,400,000
2月		4	1,988,000	27	1,350,000	0	0	31	3,338,000
3月		7	2,988,000	26	1,300,000	2	57,012	35	4,345,012
計		74	36,452,000	275	13,750,000	2	57,012	351	50,259,012

(ロ) 年度別給付状況

年度	区分	出産育児一時金		葬祭費		傷病手当金	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
24年度		202	84,600,000	295	14,750,000		
25年度		190	79,410,000	301	15,050,000		
26年度		178	74,128,000	331	16,550,000		
27年度		180	75,442,000	324	16,200,000		
28年度		171	71,580,000	309	15,450,000		
29年度		156	64,472,000	280	14,000,000		
30年度		114	47,704,000	282	14,100,000		
令和元年度		104	43,552,000	249	12,450,000		
2年度		101	42,228,000	253	12,650,000	1	69,336
3年度		91	38,144,000	251	12,550,000	8	343,588
4年度		60	24,708,000	265	13,250,000	104	2,251,865
5年度		92	44,316,000	245	12,250,000	4	94,327
6年度		74	36,452,000	275	13,750,000	2	57,012

(5)標準負担額減額状況

月	件数
令和6年4月	875
5月	859
6月	851
7月	824
8月	584
9月	639
10月	642
11月	645
12月	0
令和7年1月	0
2月	0
3月	0
計	5,044
年度平均	420

※傷病手当金は新型コロナウイルス感染症に係るもの

保 健 事 業

(1)医療費通知事業

被保険者に健康に対する認識を深めてもらうために、自分のかかった医療費等を通知。

	回数	通知対象	通知件数
2年度	6	1～12月診療分	137,647
3年度	6	1～12月診療分	138,963
4年度	6	1～12月診療分	137,099
5年度	6	1～12月診療分	131,900
6年度	6	1～12月診療分	127,128

(2)一日人間ドック、脳ドック実施事業

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するために健診料の一部を助成。

・一日人間ドック

	定員	受診者数(人)		
		男性	女性	計
2年度	1,000	366	329	695
3年度	1,100	438	403	841
4年度	1,100	413	393	806
5年度	900	375	367	742
6年度	900	345	358	703

・脳ドック

	定員	受診者数(人)		
		男性	女性	計
2年度	160	38	59	97
3年度	160	37	86	123
4年度	160	49	84	133
5年度	160	28	50	78
6年度	140	32	67	99

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

平成20年度より、40歳から74歳までの被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を実施している。さらに、健診の結果、生活習慣改善の必要のある者には、特定保健指導を実施している。

・ 特定健康診査 (法定報告値)

年度	対象者数	受診者数	受診率
2年度	31,976人	8,559人	26.8%
3年度	31,197人	9,448人	30.3%
4年度	28,873人	8,853人	30.7%
5年度	27,313人	8,501人	31.1%
6年度	25,638人	8,155人	31.8%

・ 特定保健指導 (法定報告値)

年度	種別	対象者数	実施終了者数	実施率
2年度	動機付け支援	815人	92人	11.3%
	積極的支援	191人	14人	7.3%
計		1,006人	106人	10.6%
3年度	動機付け支援	885人	109人	12.3%
	積極的支援	207人	12人	5.8%
計		1,092人	121人	11.1%
4年度	動機付け支援	770人	94人	12.2%
	積極的支援	212人	20人	9.4%
計		982人	114人	11.6%
5年度	動機付け支援	764人	62人	8.1%
	積極的支援	211人	13人	6.2%
計		975人	75人	7.7%
6年度	動機付け支援	693人	64人	9.2%
	積極的支援	175人	11人	6.3%
計		868人	75人	8.6%

保 險 稅

(1)福井市国民健康保険税率の変遷

(イ) 医療保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
昭和31年度	1.7%	6.0%	170円	500円
32	2.0	8.0	310	500
33	2.0	8.0	300	500
36	2.0	8.0	384	620
37	1.6	8.0	384	620
39	1.8	10.0	480	780
40	2.3	14.0	780	1,250
41	2.2	12.0	780	1,250
43	2.2	12.0	1,020	1,500
44	2.3	14.0	1,200	1,800
45	2.6	16.0	1,500	2,280
46	2.2	16.0	1,500	2,280
47	2.6	19.0	2,160	2,880
48	2.7	20.0	2,640	3,600
49	3.0	25.0	3,600	4,800
50	4.6	36.0	5,280	6,960
51	5.5	39.0	6,480	8,520
52	5.5	40.0	6,840	8,940
54	6.0	41.0	8,040	10,500
55	6.0	41.0	9,600	12,000
56	6.5	41.0	10,800	13,200
57	6.8	41.0	12,600	15,000
61	7.8	47.0	15,000	17,400
平成3年度	7.3	42.0	15,000	17,400
6	7.3	37.0	15,000	17,400
9～19	7.3	37.0	20,000	24,000
20～21	4.1	11.2	21,000	17,400
22～23	5.6	11.2	26,000	17,400
24～25	6.9	7.9	29,600	17,400
26～27	7.1	4.9	29,600	17,400
28～29	7.6	4.9	29,900	17,400
30	7.89	2.9	29,900	17,400
令和元年度	8.00	1.45	29,600	17,400
2～3	8.10	-	29,600	17,400
4～6	7.20	-	27,000	16,200

(ロ) 後期高齢者支援金等分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成20～21年度	1.4%	3.9%	6,600円	5,400円
22～23	1.7	3.9	7,600	5,400
24～25	2.1	2.6	8,200	5,400
26～29	3.6	2.6	8,200	5,400
30	2.4	0.0	8,200	5,400
令和元年度	2.59	0.0	8,600	5,400
2～3	2.91	-	8,900	5,600
4～6	2.80	-	9,600	6,000

(ハ) 介護保険分

年度	所得割	資産割	均等割 (人)	平等割 (世帯)
平成12～19年度	0.9%	4.2%	3,600円	4,200円
20～23	2.1	7.9	9,900	6,000
24～29	2.2	3.1	9,900	6,000
30	2.95	0.0	9,900	6,000
令和元年度	3.00	0.0	9,900	6,000
2～3	2.55	-	9,100	5,600
4～6	3.00	-	11,000	6,400

(2)令和6年度保険税税率

方式	課税対象	税 率			
		医療保険分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	
1	所得割	課税総所得金額	7.20/100	2.80/100	3.00/100
2	資産割	土地家屋の固定資産税額	-	-	-
3	均等割	被保険者一人当たり	27,000 円	9,600 円	11,000 円
4	平等割	一世帯当たり	16,200 円	6,000 円	6,400 円

(3)令和6年度保険税賦課状況

賦課期日	4月1日		納期限	普通徴収 8回(7.8.9.10.11.12.1.2月) 特別徴収 6回(4.6.8.10.12.2月)							
賦課方式	3方式			所得割、均等割、平等割							
賦課割合 (限度オーバー分 控除後)	医療分	応能割	所得割 54.17%	支援分	応能割	所得割 55.95%	介護分	応能割	所得割 55.72%	55.72%	
		資産割	0.00%		資産割	0.00%		資産割	0.00%		
		均等割	32.67%		均等割	31.03%		均等割	29.14%		
		平等割	13.16%		平等割	13.02%		平等割	15.13%		
税 率	医療分	所得割	7.20%	支援分	所得割	2.80%	介護分	所得割	3.00%		
		資産割	-		資産割	-		資産割	-		
		均等割	27,000円		均等割	9,600円		均等割	11,000円		
		平等割	16,200円		平等割	6,000円		平等割	6,400円		
賦課限度額	医療分	65万円		支援分	24万円		介護分	17万円			
調定額	3,942,873,600円										
課税対象世帯数	25,670世帯				課税対象被保険者数	35,995人					
低所得世帯の 軽減状況	7割 軽減	軽減額	398,610千円			世帯数	7,695世帯				
						被保険者数	9,477人				
	5割 軽減	軽減額	152,736千円			世帯数	3,627世帯				
						被保険者数	5,660人				
2割 軽減	軽減額	48,101千円			世帯数	2,777世帯					
					被保険者数	4,449人					
計	軽減額	599,447千円			世帯数	14,099世帯					
					被保険者数	19,586人					

(4) 年度別保険税賦課状況

区分	年度	2			3			4			5			6			
		医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	医療	支援	介護	
納税義務者数	納税義務者(世帯)	29,195	29,195	11,285	28,695	28,695	10,913	27,676	27,676	10,491	26,764	26,764	10,226	25,670	25,670	9,908	
	被保険者	43,666	43,666	12,924	42,507	42,507	12,429	40,199	40,199	11,917	38,255	38,255	11,533	35,995	35,995	11,103	
賦課割合	所得割%	53.56	54.03	61.29	53.71	56.97	56.61	52.97	54.6	55.17	53.48	54.93	55.52	54.17	55.95	55.72	
	資産割%	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00		
	均等割%	33.88	32.89	25.18	33.66	30.7	28.17	33.84	32.39	29.64	33.34	31.93	29.34	32.67	31.03	29.14	
	平等割%	12.56	13.08	13.53	12.63	12.33	15.22	13.19	13.01	15.18	13.17	13.14	15.14	13.16	13.02	15.13	
税率	所得割	8.10/100	2.91/100	2.55/100	8.10/100	2.91/100	2.55/100	7.20/100	2.80/100	3.00/100	7.20/100	2.80/100	3.00/100	7.20/100	2.80/100	3.00/100	
	資産割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	均等割(円)	29,600	8,900	9,100	29,600	8,900	9,100	27,000	9,600	11,000	27,000	9,600	11,000	27,000	9,600	11,000	
	平等割(円)	17,400	5,600	5,600	17,400	5,600	5,600	16,200	6,000	6,400	16,200	6,000	6,400	16,200	6,000	6,400	
賦課限度額	限度額(円)	630,000	190,000	170,000	630,000	190,000	170,000	650,000	200,000	170,000	650,000	220,000	170,000	650,000	240,000	170,000	
	世帯数	537	726	270	537	702	269	368	557	359	363	467	373	342	377	357	
軽減状況	7割軽減	軽減額(千円)	307,712	94,524	32,815	309,068	94,928	33,670	286,740	103,278	40,104	278,866	100,455	39,880	264,188	95,182	39,240
		世帯数	8,061	8,061	3,033	8,046	8,046	3,113	8,180	8,180	3,132	8,044	8,044	3,132	7,695	7,695	3,087
		被保険者数	10,283	10,283	3,285	10,358	10,358	3,370	10,390	10,390	3,386	10,052	10,052	3,357	9,477	9,477	3,087
	5割軽減	軽減額(千円)	146,999	44,953	12,380	140,230	42,895	11,461	121,212	43,546	13,587	111,884	40,198	12,922	103,131	37,053	12,553
		世帯数	4,525	4,525	1,537	4,394	4,394	1,420	4,182	4,182	1,422	3,919	3,919	1,369	3,627	3,627	1,324
		被保険者数	7,524	7,524	1,775	7,141	7,141	1,645	6,671	6,671	1,643	6,148	6,148	1,553	5,660	5,660	1,512
	2割軽減	軽減額(千円)	44,894	13,725	3,863	42,976	13,141	3,525	38,287	13,749	3,918	35,563	12,771	3,701	32,927	11,827	3,346
		世帯数	3,394	3,394	1,171	3,280	3,280	1,084	3,116	3,116	1,021	2,930	2,930	958	2,777	2,777	875
		被保険者数	5,779	5,779	1,402	5,510	5,510	1,270	5,182	5,182	1,187	4,811	4,811	1,125	4,449	4,449	1,012
	計	軽減額(千円)	499,605	153,202	49,058	492,274	150,964	48,656	446,239	160,573	57,609	426,313	153,424	56,503	400,246	144,062	55,139
		世帯数	15,980	15,980	5,741	15,720	15,720	5,617	15,478	15,478	5,575	14,893	14,893	5,459	14,099	14,099	5,286
		被保険者数	23,586	23,586	6,462	23,009	23,009	6,285	22,243	22,243	6,216	21,011	21,011	6,035	19,586	19,586	5,611

(5) 年度別保険税収納状況

(単位：円)

年度	区分	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	
4	医療	現年度分	2,811,030,606	2,708,352,158	234,250	102,444,198	96.35
		滞納繰越分	566,875,623	132,093,622	108,296,864	326,485,137	23.30
		計	3,377,906,229	2,840,445,780	108,531,114	428,929,335	84.09
	支援	現年度分	1,035,017,450	997,146,213	88,000	37,783,237	96.34
		滞納繰越分	250,481,564	58,359,254	44,685,190	147,437,120	23.30
		計	1,285,499,014	1,055,505,467	44,773,190	185,220,357	82.11
	介護	現年度分	389,161,044	374,930,178	51,300	14,179,566	96.34
		滞納繰越分	43,196,274	10,063,788	8,072,082	25,060,404	23.30
		計	432,357,318	384,993,966	8,123,382	39,239,970	89.05
5	医療	現年度分	2,704,312,985	2,594,867,091	16,800	109,429,094	95.95
		滞納繰越分	424,381,854	114,506,966	90,275,720	219,599,168	26.98
		計	3,128,694,839	2,709,374,057	90,292,520	329,028,262	86.60
	支援	現年度分	1,006,774,575	965,891,361	6,000	40,877,214	95.94
		滞納繰越分	183,585,554	49,506,030	37,991,045	96,088,479	26.97
		計	1,190,360,129	1,015,397,391	37,997,045	136,965,693	85.30
	介護	現年度分	381,022,940	365,535,274	0	15,487,666	95.94
		滞納繰越分	38,346,353	10,341,970	8,090,992	19,913,391	26.97
		計	419,369,293	375,877,244	8,090,992	35,401,057	89.63
6	医療	現年度分	2,599,022,673	2,500,074,790	1,000	98,946,883	96.19
		滞納繰越分	323,479,453	105,209,072	61,376,418	156,893,963	32.52
		計	2,922,502,126	2,605,283,862	61,377,418	255,840,846	89.15
	支援	現年度分	977,151,740	939,922,261	300	37,229,179	96.19
		滞納繰越分	134,923,474	43,877,115	25,291,233	65,755,126	32.52
		計	1,112,075,214	983,799,376	25,291,533	102,984,305	88.47
	介護	現年度分	366,699,187	352,727,949	400	13,970,838	96.19
		滞納繰越分	34,325,876	11,162,775	6,490,082	16,673,019	32.52
		計	401,025,063	363,890,724	6,490,482	30,643,857	90.74

(6) 年度別保険税調定額調書

(単位：円)

年度	区分	調定額	1人当たり調定額	1世帯当たり調定額
4	医療	2,811,030,606	67,560	98,910
	支援	1,035,017,450	24,875	36,419
	介護	389,161,044	31,818	36,144
	合計	4,235,209,100	101,788	149,022
5	医療	2,704,312,985	68,540	98,849
	支援	1,006,774,575	25,516	36,800
	介護	381,022,940	32,186	36,444
	合計	4,092,110,500	103,713	149,576
6	医療	2,599,022,673	69,623	98,519
	支援	977,151,740	26,176	37,040
	介護	366,699,187	32,147	36,178
	合計	3,942,873,600	105,622	149,459

(7) 令和6年度保険税収入実績調査

(イ) 一般被保険者国民健康保険税

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,317,745,000	2,599,022,673	2,500,074,790	1,000	98,946,883	96.19	95.95
滞納繰越医療分	79,835,000	323,479,453	105,209,072	61,376,418	156,893,963	32.52	26.98
現年度課税支援分	1,013,884,000	977,151,740	939,922,261	300	37,229,179	96.19	95.94
滞納繰越支援分	33,836,000	134,923,474	43,877,115	25,291,233	65,755,126	32.52	26.97
現年度課税介護分	308,780,000	366,699,187	352,727,949	400	13,970,838	96.19	95.94
滞納繰越介護分	8,195,000	34,325,876	11,162,775	6,490,082	16,673,019	32.52	26.97
合計	3,762,275,000	4,435,602,403	3,952,973,962	93,159,433	389,469,008	89.12	86.54

(ロ) 退職被保険者等国民健康保険税

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	0	0	0	0	0	-	-
滞納繰越医療分	0	0	0	0	0	-	-
現年度課税支援分	0	0	0	0	0	-	-
滞納繰越支援分	0	0	0	0	0	-	-
現年度課税介護分	0	0	0	0	0	-	-
滞納繰越介護分	0	0	0	0	0	-	-
合計	0	0	0	0	0	-	-

(ハ) 総額

(単位：円，%)

区分 年度	予算額	調定額	収納額	不納欠損額	未収入額	収納率	前年度 収納率
現年度課税医療分	2,317,745,000	2,599,022,673	2,500,074,790	1,000	98,946,883	96.19	95.95
滞納繰越医療分	79,835,000	323,479,453	105,209,072	61,376,418	156,893,963	32.52	26.98
現年度課税支援分	1,013,884,000	977,151,740	939,922,261	300	37,229,179	96.19	95.94
滞納繰越支援分	33,836,000	134,923,474	43,877,115	25,291,233	65,755,126	32.52	26.97
現年度課税介護分	308,780,000	366,699,187	352,727,949	400	13,970,838	96.19	95.94
滞納繰越介護分	8,195,000	34,325,876	11,162,775	6,490,082	16,673,019	32.52	26.97
合計	3,762,275,000	4,435,602,403	3,952,973,962	93,159,433	389,469,008	89.12	86.54

納入状況調べ（現年度分）

（単位：件、千円）

年度	納税組合		口座振替		自主納付		特別徴収	
	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額	義務者数	収納額
2	561	74,263	12,342	2,153,162	10,615	1,797,178	5,645	500,213
	1.92%	1.64%	42.32%	47.59%	36.40%	39.72%	19.36%	11.05%
3	455	68,528	12,610	2,175,254	9,970	1,818,642	5,552	491,375
	1.59%	1.50%	44.11%	47.77%	34.88%	39.94%	19.42%	10.79%
4	439	68,356	12,567	1,933,394	9,251	1,587,231	5,325	491,448
	1.59%	1.68%	45.56%	47.38%	33.54%	38.90%	19.31%	12.04%
5	325	40,383	12,210	1,867,954	9,127	1,574,889	4,909	443,068
	1.22%	1.03%	45.95%	47.58%	34.35%	40.11%	18.48%	11.28%
6	-	-	11,733	1,800,829	9,211	1,574,502	4,607	417,394
	-	-	45.92%	47.48%	36.05%	41.51%	18.03%	11.01%

※納税組合は令和5年度をもって廃止

差押状況調べ

（単位：件、円）

年度	不動産		預貯金・動産・債権		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2	51	32,126,317	746	232,511,354	797	264,637,671
3	34	11,002,535	1,177	437,485,154	1,211	448,487,689
4	78	46,230,449	879	410,419,277	957	456,649,726
5	19	5,755,335	929	337,690,822	948	343,446,157
6	46	28,511,255	870	279,656,133	916	308,167,388

滞納世帯数及び被保険者資格証明書・短期被保険者証交付世帯数調べ

（各年6月1日現在）

年	滞納世帯数	資格証明書	短期被保険者証
2	2,348	323	642
3	2,042	262	517
4	1,908	226	443
5	2,013	223	294
6	1,717	147	0

保 險 財 政

(1)令和7年度国民健康保険特別会計当初予算

歳入

(単位：千円)

科目		本年度予算額	前年度予算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,232,045	2,317,745	△ 85,700
		医療給付費分 滞納繰越分	64,374	79,835	△ 15,461
		介護納付金分 現年課税分	308,387	308,780	△ 393
		介護納付金分 滞納繰越分	7,778	8,195	△ 417
		後期高齢者支援金分 現年課税分	1,021,297	1,013,884	7,413
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	24,375	33,836	△ 9,461
小計		3,658,256	3,762,275	△ 104,019	
使用料及び手数料		150	200	△ 50	
県支出金	保険給付費等交付金		14,990,096	15,126,159	△ 136,063
	健康増進事業補助金		805	840	△ 35
	小計		14,990,901	15,126,999	△ 136,098
財産収入		3,634	41	3,593	
基金繰入金		0	320,291	△ 320,291	
一般会計繰入金		1,456,117	1,508,566	△ 52,449	
繰越金		0	0	0	
諸収入		98,942	119,628	△ 20,686	
歳入合計		20,208,000	20,838,000	△ 630,000	

歳出

(単位：千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	比較	
総務費	317,921	325,977	△ 8,056	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	12,598,372	12,789,186	△ 190,814
	一般被保険者療養費	97,804	101,970	△ 4,166
	審査支払手数料	43,400	44,500	△ 1,100
	一般被保険者高額療養費	2,016,390	1,945,187	71,203
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,500	2,500	0
	高額療養資金貸付	3,000	3,000	0
	外来年間合算高額療養費	8,500	8,500	0
	移送費	100	100	0
	出産育児一時金	50,040	50,040	0
	葬祭費	13,000	13,000	0
	傷病手当金等	0	0	0
	小計	14,833,106	14,957,983	△ 124,877
基金積立金	3,634	41	3,593	
諸支出金	23,400	24,400	△ 1,000	
保健事業費	186,674	189,991	△ 3,317	
国民健康保険事業費納付金	4,813,265	5,309,608	△ 496,343	
予備費	30,000	30,000	0	
歳出合計	20,208,000	20,838,000	△ 630,000	

(2) 令和6年度国民健康保険特別会計決算

歳入

(単位：千円)

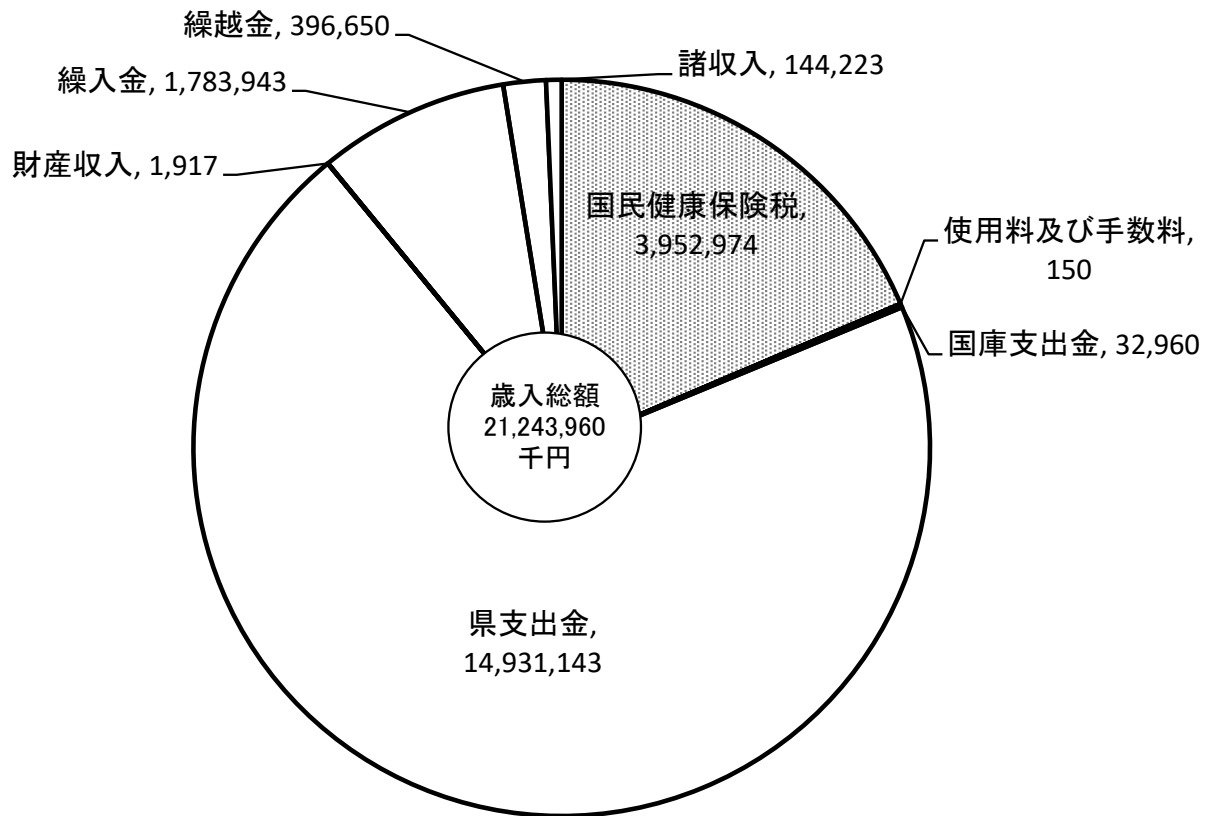
科目		予算現額	決算額	比較	
保険税	一般被保険者	医療給付費分 現年課税分	2,317,745	2,500,075	182,330
		医療給付費分 滞納繰越分	79,835	105,209	25,374
		介護納付金分 現年課税分	308,780	352,728	43,948
		介護納付金分 滞納繰越分	8,195	11,163	2,968
		後期高齢者支援金分 現年課税分	1,013,884	939,922	△ 73,962
		後期高齢者支援金分 滞納繰越分	33,836	43,877	10,041
	小計		3,762,275	3,952,974	190,699
使用料及び手数料		200	150	△ 50	
国庫支出金	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	37,191	32,960	△ 4,231	
	小計	37,191	32,960	△ 4,231	
県支出金	保険給付費等交付金	15,229,044	14,930,255	△ 298,789	
	その他県補助金	840	888	48	
	小計	15,229,884	14,931,143	△ 298,741	
財産収入		41	1,917	1,876	
基金繰入金		320,291	320,291	0	
一般会計繰入金		1,517,720	1,463,652	△ 54,068	
繰越金		258,375	396,650	138,275	
諸収入		168,380	144,223	△ 24,157	
歳入合計		21,294,357	21,243,960	△ 50,397	

歳出

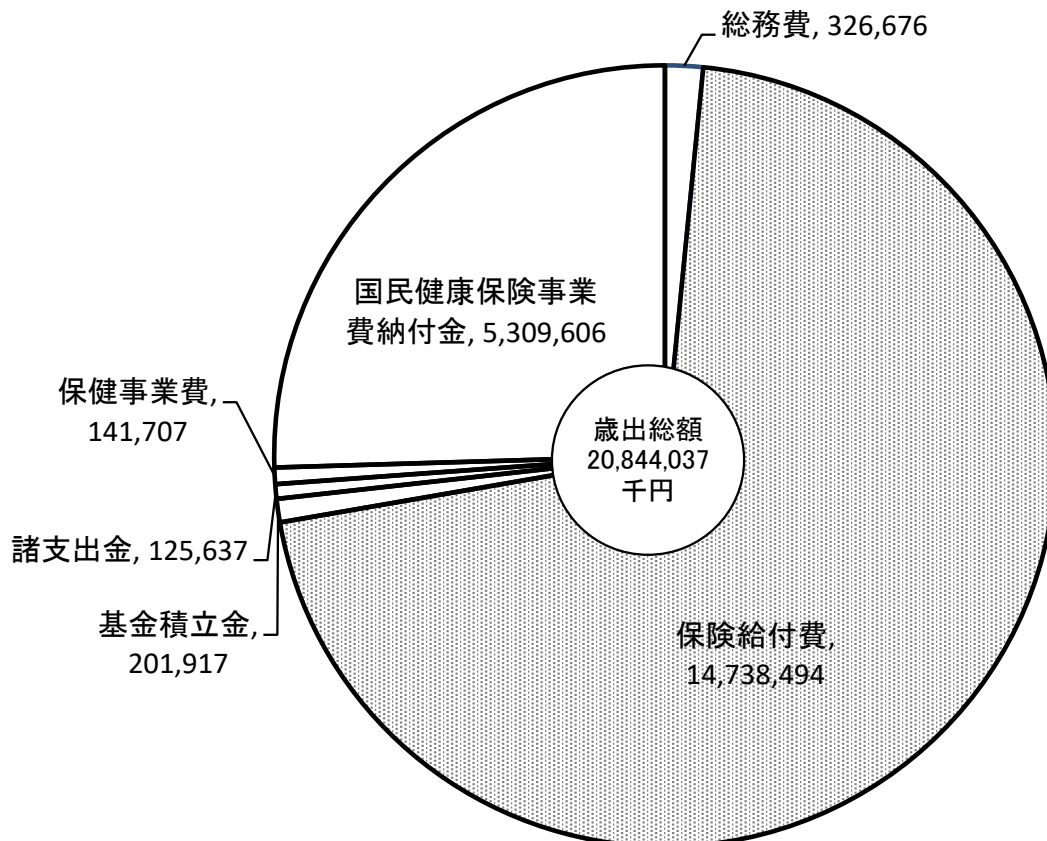
(単位：千円)

科目	予算現額	決算額	比較	
総務費	372,041	326,676	△ 45,365	
保険給付費	一般被保険者療養給付費	12,786,588	12,523,698	△ 262,890
	一般被保険者療養費	101,970	98,176	△ 3,794
	審査支払手数料	45,921	45,921	0
	一般被保険者高額療養費	2,048,072	2,012,604	△ 35,468
	一般被保険者高額介護合算療養費	2,869	2,869	0
	高額療養資金貸付	3,000	0	△ 3,000
	外来年間合算高額療養費	8,500	4,917	△ 3,583
	移送費	100	8	△ 92
	出産育児一時金	50,040	36,494	△ 13,546
	葬祭費	13,750	13,750	0
	傷病手当金等	58	57	△ 1
	小計	15,060,868	14,738,494	△ 322,374
基金積立金	201,918	201,917	△ 1	
諸支出金	131,527	125,637	△ 5,890	
共同事業拠出金	0	0	0	
保健事業費	190,272	141,707	△ 48,565	
国民健康保険事業費納付金	5,309,608	5,309,606	△ 2	
予備費	28,123	0	△ 28,123	
歳出合計	21,294,357	20,844,037	△ 450,320	

令和6年度歳入決算額



令和6年度歳出決算額



(3) 国保特別会計年度別決算状況

決算状況の推移

(単位：千円、%)

科 目	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		前年度比		前年比		前年度比		前年度比		前年度比
国民健康保険税	4,891,162	▲ 2.9	4,832,982	▲ 1.2	4,280,945	▲ 11.4	4,100,649	▲ 4.2	3,952,974	▲ 3.6
使用料及び手数料	1,435	▲ 16.4	1,220	▲ 15.0	1,024	▲ 16.1	365	▲ 64.4	150	▲ 58.9
国庫支出金	81,218	3,924.7	12,531	▲ 84.6	0	皆減	679	皆増	32,960	4,754.2
県支出金	14,768,021	▲ 7.0	15,834,778	7.2	15,705,547	▲ 0.8	15,357,271	▲ 2.2	14,931,143	▲ 2.8
財産収入	5	66.7	5	0.0	13	160.0	25	92.3	1,917	7,568.0
繰入金	1,632,766	▲ 5.5	1,609,532	▲ 1.4	1,630,564	1.3	1,628,645	▲ 0.1	1,783,943	9.5
繰越金	257,273	115.9	711,724	176.6	1,065,167	49.7	735,831	▲ 30.9	396,650	▲ 46.1
諸収入	213,536	▲ 0.5	229,633	7.5	212,061	▲ 7.7	154,263	▲ 27.3	144,223	▲ 6.5
歳入合計	21,845,416	▲ 4.9	23,232,405	6.3	22,895,321	▲ 1.5	21,977,728	▲ 4.0	21,243,960	▲ 3.3
総務費	289,428	▲ 0.7	279,217	▲ 3.5	293,131	5.0	301,124	2.7	326,676	8.5
保険給付費	14,561,535	▲ 7.4	15,611,507	7.2	15,534,081	▲ 0.5	15,197,541	▲ 2.2	14,738,494	▲ 3.0
基金積立金	130,005	30.0	400,005	207.7	600,013	50.0	368,025	▲ 38.7	201,917	▲ 45.1
諸支出金	127,831	110.7	108,632	▲ 15.0	124,828	14.9	75,722	▲ 39.3	125,637	65.9
共同事業拠出金	4	0.0	1	▲ 75.0	1	0.0	0	皆減	0	-
保健事業費	130,605	▲ 14.2	146,311	12.0	146,039	▲ 0.2	137,357	▲ 5.9	141,707	3.2
繰上充用金	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
国民健康保険事業費納付金	5,894,284	▲ 7.8	5,621,565	▲ 4.6	5,461,397	▲ 2.8	5,501,309	0.7	5,309,606	▲ 3.5
歳出合計	21,133,692	▲ 7.0	22,167,238	4.9	22,159,490	0.0	21,581,078	▲ 2.6	20,844,037	▲ 3.4
差 引	711,724		1,065,167		735,831		396,650		399,923	

事業年報

様式 1 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）A表
（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

事業開始年月日	昭和29年4月1日
---------	-----------

○ 一般状況

その他 給付	出産育児葬	祭	傷病手当	出産手当	その他
	円	円	円	円	円
	999,999,999,999	50,000	999,999,999,999	0	0

	本年度末現在	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	25,551				
被保険者数	35,738	624	17,083	9,669	744
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	35,738	624	17,083	9,669	744

	年度平均	(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役並み所得者
世帯数	26,381				
被保険者数	37,330	612	18,011	10,268	727
退職被保険者等	0	0			
一般被保険者	37,330	612	18,011	10,268	727

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	11,009	11,407
介護保険第2号世帯数	9,822	10,136

	年度平均
標準負担額の減額状況	740

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	2,668	2,714
特定継続世帯数	421	454

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	71

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲)他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者離脱	その他	計
		1,707	1,421	5,661	109	65	0	618	8,160
被保険者 増減内訳	本年度中減	転出	(再掲)他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者加入	その他	計
		1,446	981	5,043	193	294	2,950	451	10,377

本年度末現在 本事務職員数	専任	兼任	任計	一部負担割合	法定割合	その他
	30	0	30		1	0

備考	
	作成者氏名

様式14 (市町村)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

(令和 6 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出			
科目	収入額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分	科目	支出額	(再掲) 後期高齢者 支援金等分	(再掲) 介護分
	円	円	円		円	円	円
保険料	医療給付費分 2,605,283,862			総務費	326,675,830		
	後期高齢者支援金分 983,799,376	983,799,376		療養給付費	12,523,698,445		
	介護納付金分 363,890,724		363,890,724	療養費	98,176,298		
	一般被保険者分計 3,952,973,962	983,799,376	363,890,724	小計	12,621,874,743		
退職者等被保険者	医療給付費分 0			高額療養費	2,017,520,705		
	後期高齢者支援金分 0	0	0	高額介護合算療養費	2,868,817		
	介護納付金分 0		0	移送費	7,600		
	退職被保険者等分計 0	0	0	出産育児諸費	36,478,585		
計	3,952,973,962	983,799,376	363,890,724	葬祭諸費	13,750,000		
国庫支出金	32,960,000			育児諸費	0		
都道府県支出金	保険給付費等交付金(普通交付金) 14,717,080,573			その他	57,012		
	保険者努力支援分 81,520,000			一般被保険者分計	14,692,557,462		
	特別調整交付金分 39,052,000			療養給付費	0		
	都府県繰入金(2号分) 63,723,457			療養費	0		
	特定健康診査等負担金 28,879,000			小計	0		
	保険給付費等交付金(特別交付金)計 213,174,457			高額療養費	0		
	財政安定化基金交付金 0			高額介護合算療養費	0		
	その他 888,000			移送費	0		
	計 14,931,143,030			退職被保険者等分計	0		
連合会支出金	0			審査支払手数料	45,936,451		
一般会計繰入金	保険基盤安定(保険料(税)軽減分) 639,291,960	153,879,000	57,887,940	計	14,738,493,913		
	保険基盤安定(保険者支援分) 368,707,906	91,481,981	32,577,736	国民健康保険料	一般被保険者分 3,502,485,386		
	未就学児均等割保険料(税) 7,291,914	1,912,640			退職被保険者等分 0		
	職員給与等 283,739,154				医療給付費分計 3,502,485,386		
	産前産後保険料(税) 3,829,990	994,965			一般被保険者分 1,377,667,813	1,377,667,813	
	出産育児一時金等 24,309,334				退職被保険者等分 0	0	
	財政安定化支援事業 69,450,000				後期高齢者支援金等分計 1,377,667,813	1,377,667,813	
	その他 67,032,177				介護納付金分 429,453,454		429,453,454
	計 1,463,652,435	248,268,586	90,465,676		計 5,309,606,653	1,377,667,813	429,453,454
直診勘定繰入金	0			財政安定化基金拠出金	0		
その他の収入	146,289,392			保健事業費	41,456,119		
				特定健康診査等事業費	100,250,956		
				健康管理センター事業費	0		
				計	141,707,075		
				保険給付費等交付金償還金	106,910,633		
				直診勘定繰出金	0		
				その他の支出	18,726,062	0	0
小計(単年度収入) A	20,527,018,819	1,232,067,962	454,356,400	小計(単年度支出) B	20,642,120,166	1,377,667,813	429,453,454
				単年度収支差 (A-B)	-115,101,347	-145,599,851	24,902,946
基金繰入金 C	320,291,000			基金積立金 F	201,917,025		
繰越金 D	396,650,308			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	21,243,960,127			支出合計 (B+F+G+H)	20,844,037,191		
				収支差引費 (収入合計-支出合計)	399,922,936		
				うち次年度への繰越金 I	399,922,936		
				うち基金積立金 J	0		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	1,616,715,651	市町村債残高	0
基金繰入金 C	320,291,000	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	201,917,025		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	1,498,341,676		

[3] 資産・負債等の状況 (年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額	科目	金額
	円		円
基金保有額 a	1,498,341,676	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	399,922,936	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	1,898,264,612	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,898,264,612

備考	作成者氏名
----	-------

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (続) (市町村)

(令和 6 年度)

○ 経理状況

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 保険料 (税) 収納状況 (一般被保険者分)

保険料		調定額	収納額	還付未済額 (別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
		円	円	円	円	円	円
現年分 滞納繰越分 計	現年分	3,942,873,600	3,792,725,000	0	1,700	150,146,900	0
	滞納繰越分	492,728,803	160,248,962	0	93,157,733	239,322,108	0
	計	4,435,602,403	3,952,973,962	0	93,159,433	389,469,008	0

3. 保険給付等支払状況

(一般被保険者分)	療養給付費 療養費 高額療養費 高額介護合算療養費 移送費 その他の保険給付費	支払義務額		支払済額		徴収金等		戻入未済額		未払額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
療養給付費	計	12,451,366,738	12,523,698,445	34,346,803	37,984,904	0					
	現年度分 (再掲)	12,451,366,738	12,523,698,445	34,346,803	37,984,904	0					
療養費	計	98,071,990	98,176,298	104,308	0	0					
	現年度分 (再掲)	98,071,990	98,176,298	104,308	0	0					
高額療養費		2,016,564,668	2,017,372,155	1,014,699	32,895	240,107					
高額介護合算療養費		2,868,817	2,868,817	0	0	0					
移送費		7,600	7,600	0	0	0					
その他の保険給付費		50,294,082	50,285,597	0	0	8,485					

4. 市町村標準保険料 (税) 率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.71	0.00	28,878	19,113

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.90	0.00	12,299	8,140

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.36	0.00	12,517	6,145

5. 備考

現年分	収納率	
	滞納繰越分	計
%	%	%
96.19	32.52	89.12
備考		

様式 1 4 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）
（令和 6 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料の別	(1)	(2)	保険料（税）賦課方式				保険料（税）徴収回数	回	
	料	税	4方式	3方式	2方式	その他			
	0	1	0	1	0	0		8	
保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	保険料（税）軽減額（産前産後分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 3,291,507	千円 429,620	千円 5,149	千円 632	千円 0	千円 5,604	千円 292,239	1 0	千円 40,760	千円 2,599,023
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,890,229	千円 0	千円 1,000,778	千円 400,500	%	%	円	円		
57.43%	0.00%	30.40%	12.17%	7.20	0.00	27,000	16,200		
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円 27,091,826	千円 0	26,979	15,185	460	36	0	286	384	38,575
所得割の基礎	① 課税総所得金額（基礎控除）		② 課税総所得金額（各種控除）		③ 市町村民税の額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
	1		0		0		0		0
資産割の基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名

様式 1 4 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）
（令和 6 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税）の別	(1)	(2)	保険料（税）賦課方式								保険料（税）徴収回数	回
	料	税	4方式	3方式	2方式	4)						
	0	1	0	1	0	0						8
保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	保険料（税）軽減額（産前産後分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号1増・2減	増減額	保険料（税）調定額			
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円			
1,239,249	152,857	2,071	240	0	2,066	117,797	1 0	12,934	977,152			
保険料（税）算定額内訳				料（税）率								
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割					
千円	千円	千円	千円	%	%	円	円					
735,083	0	355,832	148,334									
59.32%	0.00%	28.71%	11.97%	2.80	0.00	9,600	6,000					
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円	千円											千円
27,091,826	0	26,979	15,185	460	36	0	286	421	38,575			240
所得割の算定基礎	① 課税総所得金額（基礎控除）		② 課税総所得金額（各種控除）		③ 市町村民税の額		④ 市町村民税額等		⑤ その他			
	1		0		0		0		0			
資産割の算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他					
	0			0			0					

備考											
	作成者氏名										

様式 1 4 - 4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）
（令和 6 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課[0]
	1	0

保険料（税）の別	(1)	(2)	保険料（税）賦課方式				保険料（税）徴収回数	回	
	料	税	4方式	3方式	2方式	その他			
	0	1	0	1	0	0		8	
保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	保険料（税）軽減額（産前産後分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 468,385	千円 58,502	千円 0	千円 20	千円 0	千円 149	千円 54,912	1 0	千円 11,897	千円 366,699
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 280,617	千円 0	千円 123,774	千円 63,994	%	%	円	円		
59.91%	0.00%	26.43%	13.66%	3.00	0.00	11,000	6,400		
課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額	課税対象額
所得割	資産割	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数
千円 9,688,977	千円 0	10,394	5,617	0	3	0	31	377	11,720
所得割の基礎	① 課税総所得金額（基礎控除）		② 課税総所得金額（各種控除）		③ 市町村民税の額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
	1		0		0		0		0
資産割の基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		
	0			0			0		

備考	
	作成者氏名

様式 1 5 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	612,404	16,953,398,856	12,451,320,388	4,169,261,016	332,817,452
食事療養・生活療養(再掲)	10,060	291,486,636	157,611,712	131,733,339	2,141,585
療養費等					
食事療養・生活療養	15		46,350	-46,350	0
療養費					
診療費	532	7,102,657	4,383,142	2,719,515	0
補装具	461	13,390,509	10,026,947	3,363,562	0
柔道整復師	12,565	95,959,150	72,205,850	23,753,300	0
アーンマ・マッサージ	206	5,083,810	3,703,910	1,379,900	0
ハリ・キュウ	1,048	10,699,806	7,752,141	2,947,665	0
その他	0	0	0	0	0
小計	14,812	132,235,932	98,071,990	34,163,942	0
海外療養費(再掲)	1	3,440	2,408	1,032	0
移送費	1	7,600	7,600	0	0
計	627,232	17,085,642,388	12,549,446,328	4,203,378,608	332,817,452

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	372,248	10,485,546,185	7,931,738,370	2,492,414,770	61,393,045
食事療養・生活療養(再掲)	6,151	158,923,382	80,770,699	77,953,873	198,810
療養費等					
食事療養・生活療養	10		39,200	-39,200	0
療養費					
海外療養費(再掲)	8,748	81,224,083	62,081,058	19,143,025	0
移送費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	381,006	10,566,770,268	7,993,858,628	2,511,518,595	61,393,045

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	222,975	6,326,813,819	5,034,886,552	1,273,115,737	18,811,530
食事療養・生活療養(再掲)	3,719	90,816,223	46,303,023	44,470,680	42,520
療養費等					
食事療養・生活療養	5		27,950	-27,950	0
療養費					
海外療養費(再掲)	4,716	47,979,091	38,810,561	9,168,530	0
移送費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	227,696	6,374,792,910	5,073,725,063	1,282,256,317	18,811,530

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	15,313	415,759,274	289,710,436	120,914,130	5,134,708
食事療養・生活療養(再掲)	199	3,734,714	1,293,314	2,441,400	0
療養費等					
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費					
海外療養費(再掲)	462	3,649,478	2,554,525	1,094,953	0
移送費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	15,775	419,408,752	292,264,961	122,009,083	5,134,708

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	9,098	101,957,560	81,167,382	932,473	19,857,705
食事療養(再掲)	91	771,720	218,710	10,110	542,900
療養費等					
食事療養	0		0	0	0
療養費					
海外療養費(再掲)	28	396,853	317,481	79,372	0
移送費	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	9,126	102,354,413	81,484,863	1,011,845	19,857,705

備考					
	作成者氏名				

様式 15 - 2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）
（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	そ の 他	多数該当分	長期疾病分	入 院 分				そ の 他
総 数	件 数	1,682	12,084	4,202	2,321	5,690	5,129	1,710	32,818	17,596
	高額療養費(円)	40,098,691	96,850,430	402,584,751	222,765,632	862,986,100	177,835,333	213,443,731	2,016,564,668	1,852,146,386
(再掲)前期高齢者分	件 数	1,064	11,820	1,657	899	4,104	4,735	953	25,232	
	高額療養費(円)	21,510,218	88,947,376	176,778,112	79,904,547	592,680,685	153,589,935	62,058,846	1,175,469,719	
(再掲)70歳以上一般分	件 数	481	11,401	185	389	2,839	4,321	693	20,309	
	高額療養費(円)	4,605,066	75,451,516	22,407,872	26,660,864	349,145,692	125,386,404	31,112,836	634,770,250	
(再掲)70歳以上現役並み所得者分	件 数	0	186	54	13	105	25	16	399	
	高額療養費(円)	0	4,927,333	9,096,759	1,318,304	21,186,174	2,320,787	1,098,331	39,947,688	
(再掲)未就学児分	件 数	1	0	0	0	0	0	10	11	
	高額療養費(円)	1,551	0	0	0	0	0	930,775	932,326	
								長期高額特定疾病該当者数	193 人	

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	94
給付額 (円)	2,868,817

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬 祭 給 付	傷 病 手 当 金	出 産 手 当 金	そ の 他 任 意 給 付	計
件 数 (件)	74	275	2	0	0	351
給付額 (円)	36,464,000	13,750,000	57,012	0	0	50,271,012

備 考	
	作成者氏名

様式 15 - 3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）

（令和 6 年度）

都 道 府 県 名	福井県
保 険 者 名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	10,493	163,672	6,766,270,633
	入 院 外	350,396	520,077	6,256,505,046
	歯 科	68,988	112,454	956,528,830
	小 計	429,877	796,203	13,979,304,509
調 剤	177,224	(208,032 枚)	2,382,661,191	
食事療養・生活療養	(10,060)	(426,031 回)	291,486,636	
訪 問 看 護	5,303	27,400	299,946,520	
合 計	612,404	823,603	16,953,398,856	

(2) 前期高齢者分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	6,399	88,940	4,399,467,783
	入 院 外	218,368	319,340	3,881,277,726
	歯 科	39,868	66,547	566,628,950
	小 計	264,635	474,827	8,847,374,459
調 剤	106,494	(122,866 枚)	1,403,347,704	
食事療養・生活療養	(6,151)	(227,489 回)	158,923,382	
訪 問 看 護	1,119	7,196	75,900,640	
合 計	372,248	482,023	10,485,546,185	

(3) 70歳以上一般分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	3,859	51,575	2,711,255,230
	入 院 外	131,899	193,980	2,318,720,032
	歯 科	22,699	38,388	330,254,080
	小 計	158,457	283,943	5,360,229,342
調 剤	63,997	(73,693 枚)	842,071,074	
食事療養・生活療養	(3,719)	(129,226 回)	90,816,223	
訪 問 看 護	521	3,120	33,697,180	
合 計	222,975	287,063	6,326,813,819	

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	206	2,099	161,713,260
	入 院 外	8,992	12,567	165,180,800
	歯 科	1,785	2,838	23,569,880
	小 計	10,983	17,504	350,463,940
調 剤	4,304	(4,846 枚)	58,430,590	
食事療養・生活療養	(199)	(5,405 回)	3,734,714	
訪 問 看 護	26	322	3,130,030	
合 計	15,313	17,826	415,759,274	

(5) 未就学児分再掲

		件 数	日 数	費 用 額
		件	日	円
診 療 費	入 院	115	610	33,229,130
	入 院 外	5,553	7,732	49,490,420
	歯 科	677	865	7,015,220
	小 計	6,345	9,207	89,734,770
調 剤	2,744	(3,442 枚)	10,840,110	
食事療養	(91)	(1,151 回)	771,720	
訪 問 看 護	9	50	610,960	
合 計	9,098	9,257	101,957,560	

備 考	
	作成者氏名

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかると一般状況・経理状況

(令和 6 年度)

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 一般状況

		本年度末現在	
		(再掲)	
		未就学児	
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
		(再掲)	
		未就学児	
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○ 経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収入		支出	
科目	収入額	科目	支出額
保険料(税) 医療給付費分	円 0	医療給付費	円 0
保険給付費等交付金(普通交付金)	円 0	療養費	円 0
その他の収入	円 0	小計	円 0
合計	円 0	高額療養費	円 0
		高額介護合算療養費	円 0
		移送費	円 0
		計	円 0
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	円 0
		その他の支出	円 0
		前年度繰上充用金	円 0
		合計	円 0

2. 保険料(税) 収納状況

	調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
	円	円	円	円	円	円
現年分	0	0	0	0	0	0
滞納繰越分	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額
		円	円	円	円	円
療養給付費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
療養費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高額療養費		0	0	0	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移送費		0	0	0	0	0

4. 備考

取納率		
現年分	滞納繰越分	計
%	%	%
0.00	0.00	0.00
備考		

作成者氏名

様式 17-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [0]
	1	0

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数（低所得者分）	保険料（税）軽減世帯数（未就学児分）	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考								
								作成者氏名

様式 17-3 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [0]
	1	0

保険料（税）算定額	保険料（税）軽減額（低所得者分）	保険料（税）軽減額（未就学児分）	災害等による減免額	その他の減免額	賦課限度額を超える額	符号 1増・2減	増減額	保険料（税）調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	0 0	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
% 0.00	% 0.00	% 0.00	% 0.00					
課税対象額		課税対象世帯数	保険料（税）軽減世帯数（低所得者分）	保険料（税）軽減世帯数（未就学児分）	災害等による減免世帯数	その他の減免世帯数	賦課限度額を超える世帯数	課税対象被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

備考							
	作成者氏名						

様式 1 8 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報） F 表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況
（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 (再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

備考	
	作成者氏名

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 6 年度）

都道府県名	福井県
保険者名	福井市
都道府県・保険者番号	18 - 042

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

	退職被保険者分			被扶養者分		
	件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療	件	日	円	件	日	円
入院	0	0	0	0	0	0
入院外	0	0	0	0	0	0
歯科	0	0	0	0	0	0
費小計	0	0	0	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

(2) 未就学児分再掲

	被扶養者分		
	件数	日数	費用額
診療	件	日	円
入院	0	0	0
入院外	0	0	0
歯科	0	0	0
費小計	0	0	0
調剤	0	(0枚)	0
食事療養	(0)	(0回)	0
訪問看護	0	0	0
合計	0	0	0

備考	
	作成者氏名

關係條例

○福井市国民健康保険条例

昭和34年3月16日

条例第12号

第1章 総則

(根拠)

第1条 本市が行なう国民健康保険については、法令の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(運営協議会委員の定数)

第2条 本市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- (3) 公益を代表する委員 4人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、別に定める。

第2章 削除

第4条及び第4条の2 削除

第3章 保険給付

第5条 削除

(療養給付の期間)

第6条 療養の給付は、転帰に至るまでこれを行なうものとする。

(療養費の支給)

第7条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第54条に該当するもので、市長が必要と認めたものに対しては、療養の給付に代えて療養費を支給する。

(出産育児一時金の支給)

第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案して必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、488,000円に30,000円を超えない範囲内において市長が定める額を加算した額を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費の支給)

第9条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第4章 保健事業

第10条 削除

(保健に関する事業)

第 1 1 条 高齢者の医療の確保に関する法律第 2 0 条の規定による特定健康診査及び同法第 2 4 条の規定による特定保健指導を行うほか、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行う。

2 被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために次に掲げる事業を行う。

(1) 診療所の設置

(2) その他被保険者の療養環境の向上又は保険給付のために必要な事業

第 5 章 国民健康保険税

(国民健康保険税)

第 1 2 条 被保険者である世帯主及び被保険者でない世帯主であつてその世帯に被保険者のある当該世帯主に対して、別に定めるところにより国民健康保険税を課する。

第 6 章 雑則

第 1 3 条 削除

第 1 4 条 削除

(罰則)

第 1 5 条 世帯主が法第 9 条第 1 項若しくは第 5 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し 1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

2 世帯主又は世帯主であった者が、正当な理由なしに法第 1 1 3 条の規定により、文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し 1 0 0, 0 0 0 円以下の過料を科する。

3 偽りその他不正の行為により国民健康保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免かれた者に対し、その徴収を免かれた金額の 5 倍に相当する金額以下の過料を科する。

(過料の額)

第 1 6 条 前条の過料の額は、情状により市長が定める。

(その他)

第 1 7 条 この条例に規定するもののほか、必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 3 4 年 1 月 1 日から適用する。

(福井市国民健康保険条例の廃止)

2 福井市国民健康保険条例(昭和 3 2 年福井市条例第 2 4 号)は、これを廃止する。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町(以下「編入町村」という。)の編入(以下「編入」という。)の日の前日までに、美山町国民健康保険条例(昭和 3 4 年美山町条例第 1 号)、越廼村国民健康保険条例(昭和 3 6 年越廼村条例第 4 号)又は清水町国民健康保険条例(昭和 3 4 年清水町条例第 6 号)(以下「編入前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 編入の日の前日までに死亡した編入町村の国民健康保険の被保険者に係る葬祭費の支給については、この条例の規定にかかわらず、編入前の条例の例による。

5 編入の日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、編入前の条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

6 給与等(所得税法(昭和 4 0 年法律第 3 3 号)第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

- 7 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 8 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）
- 9 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、附則第7項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 10 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。
- 11 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

（中略）

附 則（令和5年3月22日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者及び被保険者であった者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年9月26日条例第42号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第3章 目的税

第1節 国民健康保険税

(保険税の納税義務者)

第118条 国民健康保険の被保険者である世帯主(以下この節において「納税義務者」という。)に対し国民健康保険税(以下この節において「保険税」という。)を課する。

2 被保険者の資格のない世帯主であつて当該世帯内に被保険者がある場合は、当該世帯主を納税義務者とみなす。

(課税額)

第119条 納税義務者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額(保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超えるときは、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超えるときは、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超えるときは、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第120条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.2を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

第121条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第122条 第119条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について27,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第122条の2 第119条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第122条の6及び第128条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第122条の6及び第128条第1項において同じ。)以外の世帯 16,200円
- (2) 特定世帯 8,100円
- (3) 特定継続世帯 12,150円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第122条の3 第119条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.80を乗じて算定する。

第122条の4 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第122条の5 第119条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第122条の6 第119条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,000円
- (2) 特定世帯 3,000円
- (3) 特定継続世帯 4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第122条の7 第119条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.00を乗じて算定する。

第122条の8 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第122条の9 第119条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第122条の10 第119条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,400円とする。

(賦課期日)

第123条 保険税の賦課期日は、4月1日とする。

(徴収の方法)

第123条の2 保険税は、第125条の2、第125条の6及び第125条の7の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。

(納期)

第124条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

- 第1期 7月15日から同月31日まで
- 第2期 8月1日から同月31日まで
- 第3期 9月1日から同月30日まで
- 第4期 10月1日から同月31日まで
- 第5期 11月1日から同月30日まで
- 第6期 12月1日から同月25日まで
- 第7期 1月1日から同月31日まで
- 第8期 2月1日から同月末日まで

2 市長は、特別の事情のある場合においては、前項の規定にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(賦課期日後に納税義務が発生した者等に対する課税方法)

第125条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生し、又はその世帯に属する被保険者数が増加した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が発生し、又は被保険者数の増加があった日の属する月から月割をもって算定した第119条第1項の額（第128条の規定による減額が行われた場合には、当該減額した額とする。以下この条において同じ。）とする。

2 保険税の賦課期日後に納税義務が消滅し、又はその世帯に属する被保険者数が減少した場合には、当該納税義務者に対して課する保険税の額は、その納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅し、又は被保険者数の減少があった場合において、その消滅し、又は減少があった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第119条第1項の額とする。

3 第1項の賦課期日後に第118条第2項の世帯主（以下この条において「2項世帯主」という。）である納税義務者が同条第1項の世帯主（以下この条において「1項世帯主」という。）となった場合には、当該1項世帯主となった日を第1項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額から、当該1項世帯主となった者を2項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該1項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。

4 第1項の賦課期日後に1項世帯主である納税義務者が2項世帯主となった場合には、当該2項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第119条第1項の額を当該2項世帯主となった者を1項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該2項世帯主となった日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより2項世帯主となった場合において、当該2項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の額から減額する。

(特別徴収)

第125条の2 当該年度の初日において、納税義務者が老齢等年金給付（令第56条の89の2第1項及び第2項に規定する年金たる給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の者（災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認められるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収する。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定等)

第125条の3 前条、第125条の6及び第125条の7の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者（法第718条の2第1項に規定する特別徴収義務者をいう。）は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者（以下「年金保険者」という。）とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第125条の4 年金保険者は、支払回数割保険税額（法第718条の3第2項に規定する支払回数割保険税額をいう。以下同じ。）を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第125条の5 年金保険者は、市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第125条の6 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付（法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付をいう。以下同じ。）の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税額として、施行規則第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、同項に規定する額を徴収することが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第125条の7 次の各号に掲げる者について、当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を特別徴収の方法によって徴収する。

- (1) 第125条の2第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間
- (2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間
- (3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入れ)

第125条の8 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税額を、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第124条第1項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収する。

2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(賦課徴収の特例)

第126条 保険税の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額等が確定しないため当該年度分の保険税の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によって納税義務者に課すべき保険税に限り、その者の前年度の保険税の額を当該年度の納期の数で除して得た額を、それぞれの納期に係る保険税として課する。

2 前項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該保険税の額が当該年度分の保険税の額に満たないこととなるときは、当該年度分の保険税の額が確定した日以後の納期においてその不足額を徴収し、既に徴収した保険税の額が当該年度分の保険税の額を超えることとなるときは、法第17条の規定の例によってその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

(徴収の特例に係る税額の修正の申出等)

第127条 前条第1項の規定によって保険税を賦課した場合において、当該年度分の保険税の額が前年度の保険税の額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によって保険税を徴収されることとなる者は、第129条の納税通知書の交付を受けた日から30日以内に、前条第1項の規定によって徴収される保険税の額の修正を市長に申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は当該年度分の見積額を基礎として前条第1項の規定によって徴収する保険税の額を修正するものとする。

(保険税の減額)

第128条 次の各号のいずれかに掲げる納税義務者に対して課する保険税の額は、第119条第2項本文の基礎課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超えるときは、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超えるときは、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から、第1号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第2号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を、第3号に掲げる納税義務者にあつては同号オ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超えるときは、17万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,340円

(イ) 特定世帯 5,670円

(ウ) 特定継続世帯 8,505円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,720円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,200円

(イ) 特定世帯 2,100円

(ウ) 特定継続世帯 3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第118条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,480円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,500円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,100円
- （イ）特定世帯 4,050円
- （ウ）特定継続世帯 6,075円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,800円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円
- （イ）特定世帯 1,500円
- （ウ）特定継続世帯 2,250円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,200円
- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,400円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,240円
- （イ）特定世帯 1,620円
- （ウ）特定継続世帯 2,430円
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,920円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
- （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円
- （イ）特定世帯 600円
- （ウ）特定継続世帯 900円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第118条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,200円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,280円
- 2 納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,440円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,400円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,840円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,800円
- 3 保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被

保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第120条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第122条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第122条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第122条の5の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第122条の7の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第122条の9の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第128条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。次条第1項において同じ。)である場合における第120条及び前条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第128条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第128条の3 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(出産被保険者に係る届出)

第128条の4 保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
 - 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(納税通知書)

第129条 保険税の納税通知書は、規則で定める。

(保険税の減免及び納期限の延長)

- 第130条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する者で、特に必要があると認められるものに対し、保険税を減免し、又は3月を超えない限度において、その納期限の延長をすることができる。
- (1) 災害その他特別の事情により特に必要と認める者
 - (2) 次のいずれにも該当する者の属する世帯の納税義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者
 - イ 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - ウ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
 - (イ) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
- 2 前項の規定により保険税の減免又は納期限の延長を受けようとする者は、納期限前7日までにその事由を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して市長に申請しなければならない。
 - 3 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、職権で保険税を減免することができる。
 - 4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者（前項の規定により職権による減免を受けた者を除く。）は、その事由が消滅した場合は、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。
 - 5 第1項第2号の規定により減免を受けた者は、当該減免を受けた年度の翌年度以後の年度分の同号の規定による減免について申請書の提出を省略することができる。

(中略)

附 則

(中略)

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

第20条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次条から附則第20条の5までにおいて「公的年金等所得」という。）について同法第35条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。次条から附則第20条の5までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第128条の規定の

適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

第20条の6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

第22条 前条の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前条中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5

項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

第25条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

第25条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第128条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第128条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る保険税の課税の特例)

第25条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条第1項の規定の適用については、第120条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第128条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第128条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

第25条の4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、

「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

第25条の5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第120条、第122条の3、第122条の7及び第128条の規定の適用については、第120条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（病床転換支援金等に係る保険税の特例）

第25条の6 令和8年3月31日までの間、第119条第1項中「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。

（保険税の減免の特例）

第26条 当分の間、第130条第1項の規定により保険税を減免する場合における同項第2号の規定の適用については、同号中「次のいずれにも」とあるのは、「次のイ及びウに」とする。

（新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例）

第26条の2 市長は、令和元年度から令和4年度までの各年度分の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支給日）が設定されている保険税に限り、新型コロナウイルス感染症の影響により第130条第1項に規定する減免の適用を受けようとする者の令和5年3月31日までの間における同条第2項に規定する申請については、同項中「減免又は納期限の延長」とあるのは「減免」と、「納期限前7日までにその事由」とあるのは「その事由」と読み替えて、同項の規定を適用することができる。

（中略）

附 則（令和5年3月31日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和5年11月22日条例第40号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月29日条例第29号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第4条の5の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の福井市市税賦課徴収条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年6月20日条例第35号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第77条第2項各号列記以外の部分の改正規定(ただし書を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

○福井市国民健康保険基金条例

昭和39年4月1日

条例第18号

(設置の目的)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営に資するため、福井市国民健康保険基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた決算剰余金の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、福井市指定金融機関への預金とし、最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(預金利息の処理)

第4条 基金から生ずる利息は、福井市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 この基金は、第1条の目的以外には処分することができない。

(補則)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前準備金に属していた現金は、この基金に属する基金とする。

(美山町、越廼村及び清水町の編入に伴う経過措置)

3 美山町、越廼村及び清水町の編入の日の前日までに、美山町国民健康保険基金条例（昭和39年美山町条例第17号）、越廼村国民健康保険基金条例（昭和39年越廼村条例第4号）又は清水町国民健康保険基金条例（昭和62年清水町条例第4号）の規定により積み立てられた現金は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

附 則（平成18年条例第99号）

この条例は、平成18年2月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○福井市国民健康保険条例施行規則

昭和34年4月13日

規則第9号

(目的)

第1条 この規則は、福井市国民健康保険条例（昭和34年福井市条例第12号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協議会委員の委嘱)

第2条 福井市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員中被保険者を代表する委員は、被保険者の中より適当と認める者を市長が委嘱する。

2 保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、それぞれ一般社団法人福井市医師会、一般社団法人福井市歯科医師会及び福井市薬剤師会の推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。

3 公益を代表する委員は、学識経験者の中から適当と認める者を市長が委嘱する。

4 被用者保険等被保険者を代表する委員は、被用者保険等被保険者の連絡協議会が推薦した者の中から市長がこれを委嘱する。

(協議会の審議事項等)

第3条 協議会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条の規定に基づき、次の事項について市長の諮問に応じ、又必要あるときは市長に建議するものとする。

(1) 条例その他諸規程の制定改廃に関する事項

(2) 国民健康保険税の税率及び賦課徴収方法の改正等に関する事項

(3) 療養給付の範囲、期間及び一部負担金の改正等に関する事項

(4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、公益を代表する委員のうちから協議会で互選する。

2 会長は、会議を主宰し協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(協議会の招集)

第5条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。

3 協議会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(協議会の成立)

第6条 協議会は、条例第2条に規定する定員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

(会議録)

第7条 協議会の会議事項は、全て会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、会長及び協議会において定めた委員2名が署名しなければならない。

(出産育児一時金)

第8条 被保険者の属する世帯の世帯主が条例第8条の規定により、出産育児一時金の支給を受けようとするときは、国民健康保険出産育児一時金支給申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 出産の事実を証明する書類

(2) 同一の出産について出産育児一時金（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定によるこれに相当する給付を含む。）の支給を別途申請していないことを示す書類

2 条例第8条第1項ただし書に規定する加算した額の出産育児一時金の支給を受けようとする者

は、前項の国民健康保険出産育児一時金支給申請書に、当該出産育児一時金に係る出産が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認める際に必要となる書類を添付しなければならない。

3 条例第8条第1項ただし書の市長が定める額は、12,000円とする。

（葬祭費の支給申請）

第9条 被保険者が死亡した場合、条例第9条の規定による葬祭費の支給を受けようとするときは、国民健康保険葬祭費支給申請書（様式第2号）に、死亡の事実を証明する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（被保険者台帳）

第10条 被保険者の資格得喪、保険給付等の状況を明らかにするため、被保険者の台帳を備え、所要事項を記載するものとする。

（財産管理の方法）

第11条 福井市国民健康保険特別会計に属する財産は、福井市指定金融機関に預託し管理するものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（中略）

附 則（令和7年3月17日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2 この規則による改正前の福井市国民健康保険条例施行規則及び福井市介護保険条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第8条関係)

国民健康保険出産育児一時金支給申請書				
金 額 円				
被保険者 記号・番号	井福 - -	フリガナ 世帯主氏名		
フリガナ 出産者氏名		出産・死産	出産年月日	年 月 日
フリガナ 出生児氏名		世帯主との続柄		
出産施設名	病院 診療所 助産所	出産施設所在地	県	市 区・町
振 込 先	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出張所	普通・当座
	口座番号		フリガナ	-----
			口座名義	
この給付金の受領を、振込先名義人に委任します。 申請者（世帯主）の氏名 ㊟				
福井市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、上記のとおり出産育児一時金の支給を申請します。 年 月 日 申 請 者 住 所 (世帯主) 氏 名 電 話 -				
福 井 市 長 あて			滞 納	受 付
			<input type="checkbox"/> 有	
			<input type="checkbox"/> 無	

様式第2号（第9条関係）

国民健康保険葬祭費支給申請書 金額 _____ 円			
被保険者 記号・番号	井福 — —	フリガナ 世帯主氏名	
死亡者氏名 (生年月日)	年 月 日	死亡年月日	年 月 日
		葬儀執行 年月日	年 月 日
死亡原因			
葬儀執行者 氏名			死亡者との 続柄
振込先	銀行 信用金庫 協同組合		支店 支所 出張所 普通・当座
	口座番号		フリガナ ----- 口座名義
	この給付金の受領は、振込先名義人に委任します。 申請者(葬儀執行者)の氏名 ㊟		
福井市国民健康保険条例施行規則第9条の規定により、上記のとおり葬祭費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住所 (葬儀執行者) 氏名 電話 —			
福井市長あて		滞納	受付
		<input type="checkbox"/> 有	
		<input type="checkbox"/> 無	

（ 中 略 ）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（平二九政二五八・全改、令六政二六〇・旧第三条繰上・一部改正）

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平二九政二五八・一部改正、令六政二六〇・旧第四条繰上）

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

令和7年度

福井市の国保

(令和6年度実績)

編集・発行 福井市福祉健康部保健衛生局保険年金課
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号
電話 (0776) 20 - 5383

発行月 令和7年12月